

## 甲斐市議会総務教育常任委員会会議録

1. 開催日時 平成24年12月14日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

---

### 出席委員（7名）

委員長	米山昇君	副委員長	斉藤芳夫君
	松井豊君		有泉庸一郎君
	猪股尚彦君		内藤久歳君
	名取國士君		

### 欠席委員（なし）

### 傍聴議員（6名）

議長	河野勝彦君	副議長	池神哲子君
	八代静枝君		藤田悟君
	清水正二君		保坂芳子君

---

### 説明のため出席した者の職氏名

企画政策部長	土屋哲夫君	総務部長	加々美英君
市民部長	長田修君	生活環境部長	笹本嘉朝君
教育部長	市川孝嗣君	議会事務局 兼監査委員 事務局 局長	金丸博君
企画財政課長	小田切正男君	総務課長	中村宗和君
人事課長	大久保典男君	消防防災対策 室長	保延克教君
市民窓口課長	清水春雄君	税務課長	土肥冷子君
収納課長	花田茂美君	市民活動 支援課長	勝村秀彦君
敷島支所長 兼市民課長	中込照子君	双葉支所長 兼市民課長	大森良子君
教育総務課長	奥野経雄君	学校教育課長	小林修君

生涯学習文化課長	藤本 さゆり 君	スポーツ振興課長	斉藤 積 君
図書館長	湯本 和仁 君	財政係長	坂本 一彦 君
企画係長	三井 敏夫 君	人事係長	高鳥 悟 君
給与係長	望月 新路 君	消防防災係長	望月 映樹 君
市民税係長	内藤 光二 君	資産税係長	長田 隆 君
管理係長	飯沼 秀司 君	市民生活係長	梅原 剛 君
施設係長	早川 英彦 君	施設管理係長	箭本 太 君
庶務・議事係	小澤 明 君		

---

#### 職務のために出席した者の職氏名

議会議務局長	金丸 博	書記	小澤 明
書記	松井 恵美		

開会 午後 零時 59分

○書記（小澤 明君） 改めまして、こんにちは。ご参集大変お疲れさまでございます。

ただいまより総務教育常任委員会を始めさせていただきます。

まず初めに、米山委員長よりごあいさついただき、委員長により議事のほうを進めさせていただきます。それでは、米山委員長よろしくお願ひします。

○委員長（米山 昇君） どうも改めまして、こんにちは。

こここのところ、天気の方が非常に寒い日が続いておりまして、日本海側のほうでは大雪が降ったりして大変なところもあるようでございますが、また、県内においてもインフルエンザがはやってまいりまして、敷島中学校ですか、学級閉鎖があったり、またノロウイルスというようなことで流行している兆しが出ております。そんなことで、これ以上そうしたものが広がらないように願うものでございます。

きょうは、12月定例議会に付託されました議案等を中心に審査をさせていただきます。午前中も厚生が開かれましたが、非常に熱心に時間を、つい先ほどまでかかって審査をされま

したが、皆さんお忙しいときでもございますので、できるだけスムーズに審議ができますように、よろしくご協力をお願いいたします。

それでは、これから始めさせていただきます。

ただいまの出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、これより総務教育常任委員会を開会いたします。

---

**○委員長（米山 昇君）** 本日の会議を開きます。

本日の委員会は、定例会初日に付託されました議案第55号 甲斐市職員給与条例の一部改正の件ほか3議案及び請願第24-2号 「取調べの全過程の可視化を求める意見書」の採択を求める請願の審査を行います。

審査は、甲斐市職員給与条例の一部改正ほか1件の条例案、指定管理者の指定の審査から行い、その後、一般会計補正予算歳入歳出の審査、最後に請願審査の順で行います。

委員、職員の方々に申し上げます。限られた時間での審査になりますので、質問、答弁は簡潔明瞭にさせていただけるよう、ご協力をお願い申し上げます。

審査に当たっては、委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思います。

傍聴議員の質疑は、さきの申し合わせのとおり、会派の割り当て人数により行います。質問は1問とし、再質問は1回までとします。

なお、会派の割り当て人数については、創政甲斐クラブ2人、颯新クラブ2人、公明党1人、市民クラブ1人、共産党甲斐市議団1人となっております。

それでは、審査に入ります。

初めに、議案第55号 甲斐市職員給与条例の一部改正の件を議題とします。

議案について当局の説明を求めます。

大久保人事課長。

**○人事課長（大久保典男君）** 定例市議会議案の11ページをごらんいただきたいと思います。

議案第55号 甲斐市職員給与条例の一部改正の件につきましてご説明いたします。

改正の理由でございますが、人事院規則の一部改正により、国家公務員の病気休暇制度が見直されましたので、職員の傷病休暇制度について所要の改正を行うものでございます。

それでは、定例市議会資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

まず、1ですが、人事院規則の改正の趣旨でございます。ポイントは3つございます。

まず、取得日数に上限が設けられていない現行の病気休暇制度を、民間企業における状況を踏まえたものにするということ。

2つ目が、病気休暇と病気休職との役割分担を明確にするということ。

3つ目が、断続的に病気休暇を取得する職員に対する適切な健康管理とサービス管理を行うことでございます。

この改正によりまして、病気休暇によって給料を半減するまでの期間について、結核性疾患は90日のところを1年としておりました特例を廃止することになります。

次に、2の市の現状を申し上げます。

下の図と対比して見ていただくと、一番上の図になります。傷病休暇の期間でございますが、その都度必要と認められる期間という規定になっておりますが、実際のところは最長1年とする運用を行ってきました。その結果、2年目からは傷病休職となって80%の給料を支給。3年、4年目に休職は無給の休職となります。これまで傷病休暇を断続的に傷病休暇から一たん復帰をして、また傷病休暇をとると、そういうふうな繰り返しをする場合です。断続的に使用する場合の通算に関する規定はございませんでした。

それから、傷病休暇中の給与につきましては91日目から、結核性疾患についてはこの表にはございませんが、1年を超えた日から半減という規則、これは給与条例の附則で規定しております。

2番目の図が、国家公務員の病気休暇制度の改正内容となります。これからは、すべての病気休暇の上限を90日とするものでございます。それを超えた場合には病気休職とする取り扱いになります。休職になった以降の取り扱いについては従来と同じになります。

3が改正内容になります。一番下の図とあわせてごらんいただきたいのですが、これは県の改正の内容と同様ということになります。傷病休暇の上限を90日とするのですが、特定の疾患については、この期間を180日とする特例を設けます。疾患名は精神性疾患、脳血管性疾患、妊娠性疾患、悪性新生物、難治性疾患、結核性疾患でございます。

断続的に傷病休暇を取得する場合について、傷病休暇を終了した後の実勤務日数が20日に達するまでの間に、再度傷病休暇を使用する場合は前後の傷病休暇の期間を通算することとなります。逆に20日を超えれば前後の傷病休暇の期間を通算しないという規定になりますが、精神性疾患については、この通算しないこととなる取り扱いの適用を1回限りとするものでございます。これによりまして、結核性疾患による傷病休暇中の給料の半減までの期間を1

年とする特例を廃止することになります。

次のページをごらんいただきたいと思います。

給与条例の新旧対照表となります。附則の10でございますが、給料の半額を減ずることとなる期間について、今現在は「規則で定める場合には1年」という、結核性疾患についての特例を定める規定を廃止するものでございます。結核にかかった職員は最長で180日の傷病休暇を使用できますが、91日目からは給料を半減することになります。

それでは、定例市議会議案に戻っていただきたいと思います。

附則でございますが、改正後の職員給与条例の施行期日を、平成25年1月1日とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） その図で比較してありますけれども、国・県が3年90日ということですが、県はいつ改定がされているのでしょうか。

○委員長（米山 昇君） 答弁を求めます。

大久保課長。

○人事課長（大久保典男君） 人事院規則の改正につきましては、平成22年11月1日付で情報が提供されております。県の施行ははっきりわからないんですが、このタイミングを同じくしていなくて、先ほど申し上げました特例がございまして、組合との交渉で特例を設けることになったと聞いております。その交渉の期間を経た後ということになりますので、はっきりした期間を申し上げられませんが、国家公務員よりはおくれて施行しております。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） ここの傷病休暇制度の改正の概要の中で、長期にわたる病気休暇を取得する者の割合が上昇したということのようですねけれども、本市においては、そういう傾向が実態としてあるのかどうなのか、その辺はどうですか。

○委員長（米山 昇君） 大久保課長。

○人事課長（大久保典男君） 一番問題なのは精神性疾患、これは国も私どもも同じ状況だと

思います。断続的に休暇をとるケースが多くて、1度休暇をとると結構長期になるというふうなことがあります。そうしないと、完全に治ることが大前提ですので、十分な休暇をとることが一番重要なんですけど、甲斐市でもやはり再発するケースもありました。そういった場合の取り扱いがこれまでございませんでしたので、国の人事院規則と同様の規則を導入することで新たなルールづくりができたのかなと思っております。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そうすると、そういう例えば精神疾患の場合でも、そういった断続的なそういうことに関するきちとしたものがなかったということで、この制度というか、こういうものを導入することによって、その断続的なそういうものの、要するに扱いかどうか対応を整理して、これを運用するという内容でやるということによろしいですか。

○委員長（米山 昇君） 大久保課長。

○人事課長（大久保典男君） はい。それともう1点は、事実上、傷病休暇の期間というのは治るまでですという規定だったんですけども、それは民間と比較とするとちょっと優遇であるということで90日という条件を設けたという、その2点になると思います。

○委員（内藤久歳君） わかりました。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） すみません。改正案の図ですけれども、ちょっとわからないんですけども、この改正案の傷病休暇で90日、それと特例期間で給料半減とありますよね、91日から。それで、この180日を過ぎて休職のときに80%支給と、これはどういう違いなんですか。

○委員長（米山 昇君） 大久保課長。

○人事課長（大久保典男君） これが給与条例の規定内容といえば、それまでになってしまうんですが、実際は90日たって給料が半減されますと、その後、共済組合のほうで傷病手当金というのが出ます。それによって、おおむね手取りというのは8割くらいになります。だから、休職の1年目が80%の支給かと言われると、ちょっとそこまで理由はわからないんですけども、これはほかのどこの自治体も同じ規定になっておりまして、傷病、私傷病ですね、私傷病による休職の1年目は8割を支給という共通ルールでさせていただいております。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

名取委員。

○委員（名取國士君） ちょっと今に関連しますけれども、その傷病手当ということで80%

と言いましたけれども、これは一般のあれは80%もらえないですよ、一般の企業は。60ぐらいだと思ったんだけど、その辺の80というのはもろに傷病手当金で出るんですか。それとも、60があってその上に何か加算されるとかということはないですか。その辺はどうですか。

○委員長（米山 昇君） 答弁を求めます。

大久保課長。

○人事課長（大久保典男君） 共済組合のほうのルールに基づいて支給しておりますので、その共済組合の考え方と、いわゆる協会けんぽのほうやっている傷病手当金、基本的には同じ考え方だと思いますが、最終的に計算した結果が手取りのどれくらいになるかというのは報酬、我々は条例で給料月額が決まっておりますけれども、協会けんぽの場合は基準報酬月額という実際の手取りとかとは違って、毎年保険料を算出するための基準額を決めておりますので、その辺が実際の手取り額と協会けんぽで把握している標準報酬月額というものに差がついてくると、ちょっと手当のほうにも差が出てしまうのではないかという気はしますが、基本的な考え方は同じ仕組みであると思います。

○委員長（米山 昇君） 名取委員。

○委員（名取國士君） 基本的な考えは同じでいいんだけど、この20%の差とかでかいよね、同じ差でも、かなり優遇されていると思うんですよ。これはこれでいいです、今の説明で。余り時間があと。

ただ、もう一つ、ちょっといいですか。今度、180日で80%もらって、それ以後は無給となっていますね。その場合は、その人の生活とかそういうものは、もう全然無給になれば入ってこないわけですね。それはこれでいいとしてですよ、もし、復帰したと、本人が、それでまたこれを傷病手当でもらえるのであれば、やはり何か月ぐらいは出勤しなければならんですか、1カ月すればいいんですか。3カ月すれば、それに規定するとかというのがあるじゃないですか、その辺はどうなんですかね。

○委員長（米山 昇君） 大久保課長。

○人事課長（大久保典男君） 先ほども触れたんですが、断続的に一たん傷病休暇から病気が治りました。出勤をするという場合の期間は20日というルールになりました、今度。20日を超えて勤務をすれば、その前後の期間は通算をしませんというルールです。勤め始めて20日以内に、また同じ病気で傷病休暇をとると、その前後の期間は通算をしますということになります。

一般的な病気は、なかなか再発というのはいないんじゃないかと思いますが、私の経験で申し上げますと。ただ、その可能性が高いのは、やはり精神性疾患なのかなという気はしております。精神性疾患については20日を超えて勤務して前後通算しないことになりましたというこの適用は、来年の1月以降は1回限りですということになりますので、いくら出てきてもその間は、また精神性疾患になった場合は通算しますということになります。

○委員長（米山 昇君） 名取委員。

○委員（名取國土君） あと1つ、80%もらっているうちはいいんだけど、休職、完全になれば無給になっちゃうと。この人たち、勤労年数によっては有休というのだけあってあるでしょう。そういうものはどこで使うんですか、こういうときに使えるんですか。要するに、30日あれば、じゃ、無給になったときにこれだけあったとするとかというようなこともやっているんですか。そのようなちょっと説明を、どうなんですかね。

○委員長（米山 昇君） 大久保課長。

○人事課長（大久保典男君） 労働基準法では、たしか勤務日数の8割以上を勤務しないと、翌年の年次有給休暇は取得できないというルールになっておりますが、市の職員の場合は条例で毎年20日という規定になっております。その規定からいいますと、休職になっても20日とれるようには解釈できますけれども、事実上、今現在、休職している職員もいるんですが、休職中に有給休暇をとるということはないです。やはりお勤めをされていて有給休暇を使うというのが原則じゃないのかなというふうに思います。休職がずっと続いていて、お金がなくなったから、そこで有休をとるというふうな扱いは想定はしていませんけれども。

○委員長（米山 昇君） 名取委員。

○委員（名取國土君） 有休のとり方……。

○委員長（米山 昇君） マイクをお願いします。

○委員（名取國土君） 有休のとり方も、そういう言い方もあると思うんですけれども、それが普通だと思うんですよ。だけれども、急に病気になってしまったと。それで、その病気のあれでもって手当をもらったと。これは無給になっちゃうと、そのときに、じゃ、有休、そういうものが使えるかということをお私、聞いているんですよ。そういう例もあるのかと。

〔「例はないけれども、使えないよ」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 大久保課長。

○人事課長（大久保典男君） 有休の取得を職員が請求した場合、時期の請求権が事業主にはありますけれども、特に事情がないのであれば、それは請求どおりに与えることになると思

いますので、ただ、それは休職中の有休と考えられますよね。もう休んでいるわけですから、休職に入る前に有休をとるというケースは考えられます。

○委員長（米山 昇君） ちょっと待ってください。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時19分

再開 午後 1時20分

○委員長（米山 昇君） それでは、再開いたします。

名取委員。

○委員（名取國土君） あと、その無給になって20日あると20日とると、それで、そのとったときに、許可したときに、とれるようになったときに、今度それは有休だから出勤扱いになるんでしょう。そうすると、それはつながるということでしょう、20日は、要するに。そうすると、これ20日を割ればやはりうまくないんだけど、そうやって20日で出勤になれば、それまたつながると思うんですよ、またこの80%へ。だって、有休というのは出勤扱いになると思うんですよ、欠勤じゃないんですよ。それを今、許可するということになれば、これをとればこのまま続くんじゃないかと思うんだけど、その辺はどうなんですか。

○委員長（米山 昇君） 大久保課長。

○人事課長（大久保典男君） 断続的な傷病休暇の場合の20日という考え方と、病気は治っていないけれども、そこに20日の有給休暇を入れますというのは一つのテクニックかもしれないですけど、それを所属長が承認するかどうかというのは、普通は考えられないと思うんですけど、そこで90日をもう超えてしまうんで20日の有給休暇をとります。その後、また同じ傷病休暇をとるけれども、20日有給休暇をとったから通算できないよねという話ですよね。それはテクニックとして使えるかもしれないけれども、実際仕事へ復帰していないわけですから、復帰する際には医師が、もう大丈夫ですということになって復帰をするわけで、医師が大丈夫と言ってきたのにもかかわらず有給休暇をとるということは、社会人としても仕事がたまっている間に出てこないということは普通考えられないので、ここは道徳的な観点からも委員のおっしゃるような取り扱いはあり得ないというふうにご理解いただければありがたいと思いますけれども。

○委員長（米山 昇君） 名取委員。

○委員（名取國土君） ちょっと考えが甘いよ、私たちに言わせれば。それは、だめなものはだめとつけなければだめなんですよ。なぜかという、今、言った有給休暇で休むのは出勤扱いになると思うんですよ。それと、もし医者が復帰できますよと言って証明書を書いてもらうにしても、本人は仕事ができないという場合もあるんですよ、医者はいいと言っても。やはりそういうときにとることがあると思うんですよ。

だから、それはだめならだめでやはりつけなければだめと、条例案をつけなければ。それはその人のほうに任せてあれば、そうやってやはり生き延びるにはどうやるかということみんな考えているんだから、やはりそれは甘いと思うんですよ。どうですか。

○委員長（米山 昇君） 大久保課長。

○人事課長（大久保典男君） 20日につきましては、実勤務日数という規定になっておりまして、実勤務日数という場合には、これは有給休暇は入らない。実勤務日数、20日間実際に勤務した日数が20日間ないとだめですという規定ですので、有給休暇は入らない。申しわけありません。今これ規則のほうを見て気がついたんですけれども、実勤務日数が20日間。

〔「有休は入らないということ」と呼ぶ者あり〕

○人事課長（大久保典男君） そうです。

〔「それ言えばいいんだよ」と呼ぶ者あり〕

○人事課長（大久保典男君） 申しわけありません。

〔発言する者あり〕

○委員長（米山 昇君） ほかにありますか。

齊藤副委員長。

○委員（齊藤芳夫君） この趣旨の中の断続的に病気休暇を取得する職員に対する適切な健康管理及びサービス管理を行う必要があることからというふうに書いてあるんだけど、これは健康管理やサービス管理を行う必要がある、だれがするということ。

○委員長（米山 昇君） 大久保課長。

○人事課長（大久保典男君） これは任命権者、民間でいえば事業主でありますし、我々であれば任命権者ということになります。職員が、まず休みをとりますといった場合、じゃ、あいた仕事はどうするのかという問題が発生します。そこは仕事の管理のほうで、あと本人が……。

〔「わかった」と呼ぶ者あり〕

○人事課長（大久保典男君） すみません。

○委員長（米山 昇君） 斉藤副委員長。

○委員（斉藤芳夫君） それで、この90日傷病、特例期間90日、この中で今、説明があったところによると精神性の疾患が多いと。僕もこれ読んでみると、ほかの人はこれ復職しても仕事できそうもないなという感じはするんだけど、はっきり言うと。この精神性の疾患ということになると、正直なところ言って、これは場合によると今までの職場、職種みたいなものが精神性疾患につながったというようなことも考えられる可能性もあるということはいかがですか。

○委員長（米山 昇君） 大久保課長。

○人事課長（大久保典男君） これまでの本市の事例におきましても、職場が原因という病気がございましたので、その場合は主治医とも相談しながら異動すると、復帰をする場合にはというふうな対応もっております。

○委員長（米山 昇君） 斉藤副委員長。

○委員（斉藤芳夫君） 私もだから、その質問でも聞いているんだけど、適材適所の配置というのが、やはりこれ別にこの傷病の職員をどうこう言っているわけでもない。行政のやり方にどうこう言っているわけでもないんですよ。ただ、やはり向き不向きというのは人間に必ずありますので、そういうところはこの傷病に至らないように健康管理やサービス管理を行うということの中に、やはりよく話をして、おれはどうもこの職場向かかねえんだよなみたいなのが聞き出されたら、これは傷病休暇に行かないうちに手が打てるということも考えられると思うんだけど、そんなふうにとということもぜひ部長、お願いしますよ。

○委員長（米山 昇君） 加々美部長。

○総務部長（加々美 英君） 職員の異動の際、基本的には適材適所を考えてございます。ただ、今時分ですか、11月にはおのおのの自己申告書というものを出しております。今まで自分はどういう職務を経験したか。私はどこを希望したいか。今度私は例えば3年か、若い人は3年のサイクルですけれども、ちょっと職務が重責になりますと5年はやらないと実績が出てこない。そういうときに、じゃ、どこへ行きたいかというのはやはり本人の希望もまずかなえてあげたい。それが適材適所になるのかというのは、やってみないとやはり私たちもわかりませんので、そういうところを生かして、また今後ヒアリングをします。

また、もし病気になった、先ほどの病気になったときにも主治医と常に連絡をとりながら、また、うちの保健師とも話をしながら復帰に向けての努力をさせていただいてございますの

で、ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） この現在4年でやっている傷病休暇ですが、この合併してから、これに適用になった人たちはいるのでしょうか。

〔「4年を過ぎてという話じゃない」「3年の傷病休暇を使い切った人」「じゃないんですよね」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 大久保課長。

○人事課長（大久保典男君） 休職は病気から復帰するために必要な期間でございます。3年の休職をとっても病気が治らない場合は、分限免職ということになります。甲斐市では、今のところ分限免職になった職員はおりません。

○委員長（米山 昇君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） 精神の場合、1回限りということですが、ほかの病気より、今、言ったように異動の問題はもちろんありますけれども、やはり職場に起因する要素のほうがちょっと高いと思うんですよ。そういう点からすると、逆に1回というのは厳し過ぎないかなという感じがせんでもないんですが、どうですか。

○委員長（米山 昇君） 大久保課長。

○人事課長（大久保典男君） 一応労働組合とも話し合いをしまして同意が得られた内容でございます。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員ございますか。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で質疑を終了します。

これより本委員会に付託されました議案第55号 甲斐市職員給与条例の一部改正の件について順次、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論を行います。

討論ありますか。

討論がありますが、まず、本案に対する反対者の討論から行います。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 松井です。

今回の改定について、反対の立場から簡略に討論させていただきます。

1つは、人勧の給与改定と同じ基本的な考えですが、これが権利的には少し縮小されるという面と、この影響を受けるのが公務員だけでなく各種団体、その他考えますと、公務員以上の数に及んでいるのも事実であります。そういった面で、権利について縮小されるという点では、承服しかねるという問題。さっき精神の問題がありましたけれども、精神については1回限りというのは、逆にちょっと精神の疾患者についてはちょっときつ過ぎるかなという感じがいたしますので、以上、2点の理由で反対をいたします。

○委員長（米山 昇君） 次に、本案に対する賛成者の討論を行います。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、討論を終了いたします。

これより議案第55号 甲斐市職員給与条例の一部改正の件を採決します。

本案は起立により採決を行います。

議案第55号 甲斐市職員給与条例の一部改正の件、賛成の皆さんは起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（米山 昇君） ありがとうございます。ご着席ください。

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

暫時休憩いたします。

職員の入替えを行います。

休憩 午後 1時33分

再開 午後 1時34分

○委員長（米山 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、議案第56号 甲斐市税条例等の一部改正の件を議題とします。

議案について当局の説明を求めます。

土肥税務課長。

○税務課長（土肥冷子君） お疲れさまでございます。

税務課から議案第56号 甲斐市税条例の一部改正の件につきまして説明させていただきます。

市議会議案の13ページをお願いします。

甲斐市税条例の一部を改正する条例の改正文が記載してございます。この改正案の提案理由につきまして、次の14ページをごらんください。

提案理由でございますが、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律並びに地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が交付されたことにより、甲斐市税条例の一部を改正するものでございます。

説明につきましては、別冊の定例市議会資料により説明させていただきます。

資料の6ページをお願いします。

甲斐市税条例の一部改正の概要。

1、行政手続条例の適用除外規定の見直しについてでございます。

市税に関する処分について、原則としてその処分理由を提示することとするものでございます。

条例改正箇所は第4条第1項です。

平成25年1月1日から適用となります。

右の7ページの新旧対照表をごらんください。

左側の新しい欄の第4条の5行目のアンダーライン（8条を除く）と、その下の（第14条を除く）の文言を加えます。これらが加えられたことによりまして、行われた処分に対しては理由を提示することになります。

次に、2の固定資産税償却資産の課税標準の特例措置についてでございます。

税負担軽減措置等の課税標準の特例割合を地方団体が自主的に決定できる地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例が導入されたことにより、固定資産税、償却資産税の課税

標準の特例割合を市の判断により条例で定めるものとするものでございます。

今回、表に記載してございます2件の償却資産が該当します。

1つ目は、下水道除外施設でございます。地方税法の内容は、4分の3を参酌し、3分の2以上、6分の5以下の範囲で条例で定めることとなります。市で定める特例割合は、参酌基準の4分の3と定めます。

次に、雨水貯留浸透施設につきましては、地方税法の内容は3分の2を参酌し、2分の1以上、6分の5以下の範囲で条例で定めることとなります。市で定める特例割合は、参酌基準の3分の2と定めるものでございます。この施設につきましては、特定都市河川流域内において設置された雨水貯留浸透施設のことでございまして、山梨県においては特定都市河川の指定がありませんので、該当する施設はございません。

条例改正箇所は附則第10条の2第1項、第2項が追加されるものでございます。

適用は平成25年度以後の年度からでございます。

この2件の施設とも平成24年4月1日から平成27年3月31日までに設置されたものが対象となります。そのほか条が追加されたことによる条のずれの改正でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

先ほど議案のところ「甲斐市税条例等」と言いましたが、「等」はございませんでした。訂正させていただきます。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 償却資産名についてちょっと説明をお願いしたいんですが、下水道除外施設、具体的には何を指すのかちょっと、もう一度すっきりわからないので。

それでもう一つ、雨水貯留浸透施設、これは該当がないということですが、ちょっと確認。

○委員長（米山 昇君） 土肥課長。

○税務課長（土肥冷子君） 下水場の除外施設と申しますのは、下水道の機能を妨げたり損傷のおそれのある下水を継続して排出するときに、排水基準内におさまるよう処理を行う施設で、具体的にはPH調整槽、加圧浮上分離装置などのことをいいます。

〔「もう1個、該当がないことの確認」「貯留の」と呼ぶ者あり〕

○税務課長（土肥冷子君） 雨水貯留浸透施設といえますのは、特定都市河川流域内で宅地造

成等により雨水の浸透が阻害される行為を行う開発業者などに対して、河川への流出雨水量の増加を防ぐために設置が義務づけられる施設で、具体的には透水性の舗装、浸透ます、貯留施設、浸透トレンチなどが該当いたします。

〔「該当はないということ」と呼ぶ者あり〕

○税務課長（土肥冷子君） はい、該当はないです。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） これは、3分の2以上、6分の5以下、それから、2分の1を6分の5で、その中をとってですが、他の市の場合はどうでしょうか。

○委員長（米山 昇君） 土肥課長。

○税務課長（土肥冷子君） 全国的に見ましても、県内におきましても、ほとんどの自治体でこの国の基準であります参酌基準を採用しております。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了します。

これより本委員会に付託されました議案第56号 甲斐市税条例の一部改正の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論を行います。

討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 討論はないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第56号 甲斐市税条例の一部改正の件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 異議なしと認めます。

よって、議案第56号 甲斐市税条例の一部改正の件は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任願います。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時42分

再開 午後 1時43分

○委員長（米山 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第80号 指定管理者の指定の件を議題といたします。

議案について当局の説明を求めます。

斉藤スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（斉藤 積君） どうもご苦労さまです。

それでは、議案の279ページになりますけれども、議案第80号の指定管理者の指定の件について説明させていただきます。

なお、議会資料の39ページから44ページが指定管理の関係の資料であります。

まず初めに、議会資料の39ページをごらんいただきたいと思います。

玉幡公園総合屋内プールは、平成22年度から3年間、指定管理者による運営をしておりますが、来年3月、指定管理者の指定期間の満了を迎えるため、来年4月以降の指定管理者の募集を10月1日から10月25日までの間に広報紙またはホームページ等で公募いたしました。それで、11月5日、指定管理者選定委員会を開催いたしまして、候補者を決定いたしました。

つきましては、40ページ、41ページにお示ししてあります指定管理者基本協定に基づきまして、現在、仮協定書の締結の段階であります。それで、今回提案させていただきます、議会の議決を得るものでございます。

それでは、議案の279ページ、お願いいたします。

議案第80号 指定管理者の指定の件、地方自治法第244条の2第3項及び甲斐市玉幡公園総合屋内プール条例第3条の規定により、公の施設の管理について次のとおり、指定管理者を指定するものとする。

1 としまして、公の施設の名称及び位置、名称、甲斐市玉幡公園総合屋内プール、位置、山梨県甲斐市西八幡1896番地2。

2といたしまして、指定管理者となる団体の所在地、名称及び代表者の氏名、所在地、山梨県甲斐市玉川181番地、名称、株式会社フィッツ、代表者の氏名、代表取締役、清水正倫。

3といたしまして、指定期間、平成25年4月1日から平成29年3月31日であります。

提案理由としましては、指定管理者の指定について地方自治法第244条の2第6項の規定により、あらかじめ議会の議決を得る必要がある、これがこの案件を提出する理由であるということです。よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

質疑ありますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これは公募して、応募者数というのは1者だけだったですか。

○委員長（米山 昇君） 斉藤課長。

○スポーツ振興課長（斉藤 積君） 応募してきた者は1者、株式会社フィッツだけでした。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これ再度というような形になると思うんですけども、この指定管理者に今までやってきて、そういった運営上の問題とか、その辺について苦情とか、そういうものがあつたかどうかお伺いしたいと思います。

○委員長（米山 昇君） 斉藤課長。

○スポーツ振興課長（斉藤 積君） 運営について、特に苦情というものはございません。ただ、逆に、株式会社フィッツというところは、そういうプール関係、そしてまたそういう運動のノウハウ、そういうことでいろいろな行動をしていただいておりますので、そういう点では好評を得ているかと思えます。

以上です。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） このフィッツの運営期間の中で、当初想定した利用者数、それとの関係なんかはどうでしょうか。

○委員長（米山 昇君） 斉藤課長。

○スポーツ振興課長（斉藤 積君） 利用者数でございますが、平成21年度まで直営というか

市で運営をしておりました。そのときは21年度利用者が7万4,263人でした。そして、22年度から指定管理をいたしました。22年度は8万2,264人ということで、前年、市で運営していたときに比べれば8,001人ふえておりました、そして22年度から今後は23年度です。23年度につきましては8万5,178人ということで、いわゆる22年度、フィッツの指定管理1年目に比べれば2年目は2,914人ふえておりました、21年度の市の直営のときに比べますと1万915人ふえています。今回24年度ということですから、まだ月報ということで毎月の報告が出ておりますけれども、まだ年間、来年3月までですから、ちょっと数字をつかんでおりません。

以上です。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

齊藤副委員長。

○委員（齊藤芳夫君） 施設の管理、改修、修繕、その他の項目の部分ですけれども、この指定管理の業者から市が修理したり改造したりしてほしいというような、例えば不都合があつてこうしてほしいとかというような話は聞いておりませんか。

○委員長（米山 昇君） 答弁を求めます。

齊藤課長。

○スポーツ振興課長（齊藤 積君） 修繕の関係で指定管理やっただいているフィッツのほうから、例えばいわゆるヒートポンプの関係とか、そういうような故障というんですか、そういうことはございました。ただ、ちょっとした弁の故障とか、いわゆるここにもありますけれども、20万円以下という修繕、例えば四、五万で済むとか、そういうものはフィッツのほうで独自にやっていますから、一々そういうものの報告というのは毎月の月報のときに報告はありますけれども、それをやるたびにということはありません。

○委員長（米山 昇君） 齊藤副委員長。

○委員（齊藤芳夫君） 私が聞いているのはその20万円で済む話のことを聞いているんじゃないかと、それが自分たちでできないから市のほうに、こういうふうをお願いしたいな云々という話は来ていないですかと聞いているんですけれども。

○委員長（米山 昇君） 箭本係長。

○施設管理係長（箭本 太君） ただいまのご質問ですけれども、ご相談はございます。ご相談はございますけれども、年度の予算の中で対応できる部分、それから、できない部分がございますので、翌年度の新年度予算の中に計上させていただいて、修繕、改修等を行って

くというふうなケースはございます。

○委員長（米山 昇君） 齊藤副委員長。

○委員（齊藤芳夫君） じゃ、これは今までの例で、ここ二、三年ぐらいの間に大規模に、どういうことを、どういうふうにやったかというような実績はどんなふうですか。

○委員長（米山 昇君） 箭本係長。

○施設管理係長（箭本 太君） フィッツのほうから大規模な修繕で近年改修をしていただきたいというふうな内容で対応したものにつきましては、正面玄関の自動ドアの修繕、それから、シャワールームの修繕補修、回路部分、いわゆる通路の部分の木材の塗裝修繕等がございます。

○委員長（米山 昇君） 齊藤副委員長。

○委員（齊藤芳夫君） 細かいことを言うと、いっぱいあるんですよ、実は。だけれども、これはこの時間のないところでいろいろ言ってもしょうがないですけれども、現実の問題として、当初の設計から非常に問題ありという意見も聞いています。これは、それ以後の保守管理にもお金がうんとかかっている結果になってしまっているようだと。私も見てきましたけれども、私も裸で本当はパンツ1丁で見てくればいいんですけども、そうもいかなかったもんで、私も見て、これはやはり難しいよな、この木造にこんな設計ではというのは私は感じました。

ただ、そのために保守管理に相当お金かかっていくと、構造材の柱張りに関しても、下手すると相当もたない。短期のうちに腐るんじゃないかというような感じを受けました。これは設計屋さんとも一緒に歩いてみた話ですので、私の個人的な意見ではないんですけども、そんなことの中でやはりこういう施設は長持ちさせるのであれば、保守管理のために、ある程度スパンを長くするための対策も必ず必要ですので、その辺のことはフィッツもそうですけれども、お客さんの意見もよく聞いてもらって、せっかく金かけたものが長く使えないことには、結局だめだったじゃ何にもならないんで、そこら辺は予算が予算がとってどんどん先送りしないで、腐らんうちに早く直してくれるようにとかいうことは真剣に考えてください。要望です。お願いします。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

名取委員。

○委員（名取國士君） 大変ご苦労さんです。

プールのほうに関して、今までいろいろな要望があってきたことをいろいろやってくれた

ことに感謝しています。また、そういう要望もぜひまた引き続きやってください、安全のために。

1つちょっと聞きたいのは、この間のちょっと見に来たんですけれども、何かフィルター関係の工事で結構お金がかかったというような話を聞いて、それはちょっと規模がでかければ、クレーンか何かでつり上げてやるしかないようなことも言ったんですけれども、そのフィルターというのはあれですか、全部、プール総体のフィルターのことですか。もし、わかる範囲でいいんですけれども。

○委員長（米山 昇君） 齊藤課長。

○スポーツ振興課長（齊藤 積君） ろ過装置のことだと思うんですけれども、いわゆるプール、また歩行用のプール、それから、お子さん用のプール、それから、リラクゼーション用があるわけなんですけれども、その水がこぼれた分が、いわゆる加温していますから、そのまま捨てるのもったいないですので、それが循環して、それでそのろ過のほうを通っていくわけですね。そのろ過に細かい石があって、大粒の石があってというようなこういう形で、それを通していくんですけれども、やはりそういう石にだんだんいわゆる不純物がくっついていくというか、そういうことで大体7年ぐらいをめぐりに、ろ過用の石をそっくりかえていくということで水質を保つということがあります。

それで、常に毎日毎日フィッツのほうで、その水質の検査をしております。それで、そういうことで水質には気をつけておりますけれども、やはりその6年か7年で、それをかえることによって、いわゆる水質をきれいに保つということで、24年、今年度予算をいただいておりますので、長期のお休みの期間に、そのろ過機をろ過用の石というか、それを今回取りかえて、また清潔さを保つということでしております。

以上です。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） ちょっと確認させてください。

指定管理料は幾らでしたっけ。

○委員長（米山 昇君） 齊藤課長。

○スポーツ振興課長（齊藤 積君） 22年度、23年度、24年度については、年間3,900万でございます。それから、ここで今度議決いただいている指定管理者が決定すれば、議会のほうで決定していただければ、次に、また補正のとき説明いたしますけれども、債務負担行為を起こしますから、それは補正のとき、債務負担行為のときにご説明でよろしいでしょうか。

これは、今現在は指定管理者の指定の議決ですから、それをいただいた後、それに対して債務負担行為を起こすということになりますので、補正のときに説明ということで、きょう、これが終わった後、また私たちの順番で補正がありますので、そのときでよろしいでしょうか。

〔「はい、わかりました」と呼ぶ者あり〕

○スポーツ振興課長（斉藤 積君） お願いします。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 利用料金については変更なしということでよろしいですか。

○委員長（米山 昇君） 斉藤課長。

○スポーツ振興課長（斉藤 積君） プールの利用料金につきましては、条例で定めた金額です。当所施設が開業したときから変わっておりません。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で質疑を終了します。

これより本委員会に付託されました議案第80号 指定管理者の指定の件につきまして、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第80号 指定管理者の指定の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 異議なしと認めます。

よって、議案第80号 指定管理者の指定の件は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任願います。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時02分

○委員長（米山 昇君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第58号 平成24年度甲斐市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

審査に入る前にお諮りします。補正予算の内容により、ある程度まとめて説明を受け、質疑を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） それでは、そのようにいたします。

なお、審査は、初めに歳出について審査し、続いて、歳入の審査を行います。

まず、人事課長より人件費関係の概要及び第2款総務費のうち人事課所管の総務管理費について説明を受けたいと思います。それでは、よろしく願います。

大久保人事課長。

○人事課長（大久保典男君） 先ほど松井委員からお問い合わせをいただきました県の休暇制度の施行期日ですが、平成24年4月1日からでございますので、よろしく願います。

それでは、人件費の補正につきまして、初めに、全体の概要を説明させていただいて、その後、本日も審議いただく科目別にご説明いたします。

定例市議会資料の10ページをごらんいただきたいと思います。こちらの資料の10ページになります。

このたびの補正では、今年度の人事異動による調整を行った上で決算見込みを踏まえた補正をお願いするものでございます。

〔「ちょっと説明の前に、その資料を確認してくれる」と呼ぶ者あり〕

○人事課長（大久保典男君） その後は、補正予算の説明書をご説明いたしますので、この2

点をきょうはごらんいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、最初に、こちらの定例市議会資料の10ページの説明をさせていただきます。

まず、上段の正職員ですが、職員数という欄がございます。当初予算の策定時が447人でした。これは昨年度末の定年退職者の見込んだ上での数字でございます。その後、年度末の自己都合退職者が5人おりました。今年度これまでに3人の職員が退職しており、合計で8人が減って、現在の職員数は439人となっております。

これに対して、給料の補正額の合計は305万6,000円の増額となっております。これは、一般会計の総務管理費において、中退職を含めた人件費全体の調整を行っておりますが、最終的に不足が生じたものでございます。

職員手当の補正額の合計は234万3,000円の減額でございます。

次に、共済費でございますが、これは健康保険に該当する短期の事業主負担率というのがございます。これが本年の4月から引き上げられました。また、厚生年金に該当する長期の事業主負担率が9月から引き上げられました。さらに、基礎年金拠出金の公的負担金にかかわる負担割合というのがございます。基礎年金、年金の1階部分を国庫負担2分の1になるように、厚生年金、我々共済組合、全部の組合がお金を出し合います。その負担率が毎年法律で決まるんですけども、それも法律が通りまして引き上げられることが決定になりました。それらを踏まえて、合計で1,013万3,000円の増額となり、正職員全体では1,060万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

下の段は嘱託臨時職員の会計別、科目別一覧になります。

嘱託の職員数は、収納課の徴収員が1人途中で退職いたしました。それと、教育委員会のスクールバスの運転手について正規職員が異動したことに伴って1人を減らしたものでございます。合計で2人を減らすことになります。

次に、臨時職員の職員数でございますが、保育園の児童の増加に伴う保育士の増員等により、全体では8人の増加になりました。これにより報酬は240万円を減額、共済費は62万9,000円の減額、賃金は186万円の増額、合計で116万9,000円の減額補正をお願いするものでございます。

では次に、補正予算説明書のほうをごらんいただきたいと思います。

まず、14、15ページをお願いいたします。よろしいでしょうか。

まず、1款議会費、1項議会費、1目議会費でございます。職員数の変動はなく、決算見込みに基づき給料を増額、職員手当等を減額、共済費につきましては、事業主負担率の引き

上げに伴い増額をお願いするものでございます。

次に、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の給料でございますが、中退職など人件費全体の調整の結果、不足額3,933万1,000円を増額、職員手当等は年度末退職予定者の退職手当の特別負担金を増額、共済費は正規職員の共済年金の職域加算にかかわる負担率が引き下げられたこと。臨時職員についての予備の予算を持っておりましたが、これを減額するため、賃金と合わせて減額させていただくものでございます。人件費にかかわる共済費の減額は合わせて703万5,000円となります。

明細書との差額の150万5,000円を増額につきましては、後ほど人事管理事業の補正のところで説明をさせていただきます。

次に、繰出金ですが、職員の児童手当を支給するため、水道事業会計への繰出金を決算見込みに基づき減額するものでございます。

次が、7の支所及び出張所費でございます。人事異動により敷島支所の職員が1人減員となり、さらに傷病休職により年度途中で1人が総務部つきとなりました。合わせて2人の減員となり、給料、職員手当等を減額。共済費は事業主の負担率の引き上げに伴い増額となります。

次に、16、17ページをお願いいたします。

2項徴税费、1目税務総務費でございますが、職員の中途退職に伴う人事異動により収納課の職員が1人減員となっております。給料、職員手当等を減額、共済費の減額は104万8,000円となります。

明細書との差額1万2,000円につきましては、現課任用の臨時職員にかかわるもので、後ほど税務課長からご説明いたします。

2目賦課徴收费でございます。徴収嘱託員1人が中途退職いたしました。徴収員の報酬につきましては、能率給も合わせて予算化しておりますので、今回減額を行わず共済費のみを減額させていただくものです。

次に、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費でございますが、職員の中途退職により1人減員となり、給料、職員手当等は減額、共済費は事業主負担率の引き上げに伴い増額させていただくものです。

次に、18、19ページをお願いいたします。

6項の監査委員費、2目監査委員事務局費でございますが、事業主負担率の引き上げに伴い共済費を増額させていただくものです。

次に、30、31ページをお願いいたします。

10款の教育費、1項教育総務費、2目事務局費でございますが、スクールバス運転手と学校給食の担当を増員いたしました。あと嘱託の運転手を減員し、報酬を減額、給料、職員手当は増額、共済費は正規職員の事業主負担率の引き上げを含めまして263万7,000円の増額と、嘱託運転手にかかわる減額分は34万円、合わせて229万7,000円を増額させていただくものです。

次に、2項小学校費でございます。1目学校管理費でございますが、図書館司書が傷病休職で総務部つきとなり、調理員3人が定年退職となりました。合わせて4人が減員となり、給料、職員手当等、共済費とも減額し、賃金につきましては決算見込みに伴う不用額を減額させていただくものです。

次に、32、33ページをお願いいたします。

3項中学校費、1目学校管理費でございますが、図書館司書が行政職への異動となり、かわりに臨時職員の司書を任用しました。給料、職員手当等を減額、共済費の内訳は正規職員分が54万円の減額、臨時職員分は逆に20万円の増額で、合わせて34万円の減額となり、賃金は増額させていただくものです。

次に、4項学校給食費、1目給食センター費でございますが、職員の変動はなく、職員手当等を決算見込みに基づき減額、共済費を事業主負担率の引き上げに伴い増額、賃金は2人の臨時職員の任用が中途となったことから、決算見込みに基づき減額させていただくものです。

次に、5項幼稚園費、1目幼稚園費でございますが、臨時職員を1人任用する予定でありましたが、クラスの減少に伴い任用を行いませんでした。給料は決算見込みに基づき増額、職員手当等は同様に減額、共済費は事業主負担率の引き上げに伴い96万円を増額、賃金の減額に伴い31万9,000円を減額し、合計では64万1,000円の増額となります。

次に、34ページ、35ページをお願いいたします。

6項社会教育費、1目社会教育総務費でございますが、職員数の変動はなく、決算見込みに基づき給料を増額、職員手当等を減額、共済費は事業主負担率の引き上げに伴い増額させていただくものです。

次に、2目公民館費でございますが、職員の中途退職に伴う人事異動で1人減員となりました。給料、職員手当等、共済費とも減額させていただくものです。

次に、5目図書館費でございますが、人事異動により1人減員となり、給料、職員手当等、

共済費とも減額させていただくものです。

次に、7項保健体育費、1目保健体育総務費でございますが、人事異動により1人減員となり、給料、職員手当等、共済費とも減額させていただくものです。

人件費の補正に関する説明は以上でございます。

次に、同じ補正予算説明書の14、15ページに戻っていただきたいと思います。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の3、人事管理事業の補正につきましてご説明いたします。

4の共済費でございますが、公務災害の負担金150万5,000円の増額をお願いするものです。内容は、東日本大震災によって発生した公務災害補償費の所要見込み額が79億円となりました。これを支出するために緊急的に最低年金の原資というのがございます。これは公務災害により障害になった場合とか死亡した場合の年金の原資になるお金を取り崩して対応することになりましたが、最低年金の原資は取り崩し分を早急に補てんしなければいけない。原資の規模が決められておりますので、減った分をすぐに補てんするということになります。

さらに、東日本大震災の被災地域の職員と被災地域に派遣された地方公共団体の職員における公務災害を未然に防止するため、これは主にメンタルヘルス面なんです、総合的なメンタルヘルス対策事業を実施することになりました。このため、平成24年度に限り特別負担金を納付することになったものです。金額は、平成22年度決算に計上された給与総額に特別負担金率が0.0003958になりますが、これを掛けた金額で本市の負担金は101万円となります。

もう1点が、非常勤職員の公務災害でございます。臨時職員などが公務災害になった場合、かかった療養費は総合事務組合と市が折半して払うことになっております。これまで臨時職員の通勤途上の交通事故の加害者なんですけれども、自分がむち打ちとなってしまったケースがございました。あと、児童館の野営活動の下見の際に転倒し、両手首を骨折する事故、これらに対する療養費について既存の予算では不足することになりましたので、49万5,000円の増額をお願いするものです。

補正に関する説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 職員数ですが、自己都合が8人ということですが、結構多い気がする

んですが、何か理由はあるんでしょうか。

○委員長（米山 昇君） 大久保課長。

○人事課長（大久保典男君） 体調の都合であるとか転職をする職員、あるいは昨年度末で5人、ことしに入って3人なんですけれども、そのうち5人のうち2人は特別職になるために退職したものです。残りの3人が体の都合と転職するというふうなことで退職をいたしました。ことしに入ってからは、やはり自己都合というふうなことで2人退職して、もう1人は、武井局長がやはり体調の都合でやめられました。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今もこの全体の説明の中で途中退職とか、そういうのが何件かありましたよね、全体の中で。特に、敷島支所は2人ということなんですけれども、その辺の退職したところの補充といいますか、その辺はどんなぐあいになっているか、そのままになっているのか、あるいは臨時対応しているのか、その全体の内容をお願いします。

○委員長（米山 昇君） 大久保課長。

○人事課長（大久保典男君） 敷島支所では予算策定時に比べまして正規職員が2人減っております。年度当初では1人減った分は臨時職員がついております。その後、傷病休職により総務部つきとなった職員のかわりも、やはり臨時職員で対応させていただいております。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続きまして、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 傍聴議員の質疑はないようですので、これで傍聴議員の質疑を終了します。

これで第2款総務費のうち、人事課所管の総務管理費の審査を終了します。

次に、第1款議会費及び第2款総務費、第6項の監査委員費について、事務局より説明を求めます。

金丸議会事務局長。

○議会事務局長（金丸 博君） どうもご苦労さまでございます。

それでは、議会事務局費の補正を説明させていただきます。

予算説明書14、15ページをお願いしたいと思います。

先ほど人事課長のほうから説明がございましたが、議会事務局職員費につきましては、共済費の負担割合があったのと人事異動に伴うもので、人件費61万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、補正予算説明書18、19ページを見ていただきたいと思います。

2目の監査委員事務局費につきましては、共済費の負担割合のアップに伴うもので15万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 質疑がないようですので、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

これで第1款議会費及び第2款総務費、第6項監査委員費の審査を終了します。

ここで暫時休憩いたします。

〔「休憩しますか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） どうでしょうか、トイレ休憩しますか。

じゃ、10分ほど、35分からということをお願いします。

休憩 午後 2時22分

再開 午後 2時33分

○委員長（米山 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

第2款総務費、第1項総務管理費のうち、第7目支所及び出張所費について説明を求めます。

中込敷島支所長。

○敷島支所長兼市民課長（中込照子君） お疲れさまでございます。

補正予算説明書14、15ページをお願いいたします。

敷島支所関係職員費の補正について説明させていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、7目支所及び出張所費であります。補正前の額3億1,769万円に補正額1,104万2,000円の減額補正をお願いするものであります。そのうち、003敷島支所関係職員費821万9,000円の減額補正でございます。

内容につきましては、先ほどの人事課長の説明のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（米山 昇君） 続きまして、大森双葉支所長。

○双葉支所長兼市民課長（大森良子君） お疲れさまでございます。

続きまして、双葉支所関係の補正予算につきまして説明させていただきます。

005双葉支所関係職員費282万3,000円の減額補正でございます。

内容につきましては、同じく先ほど人事課長説明のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（米山 昇君） 次に、第9目交通安全防犯対策費について説明を求めます。

勝村市民活動支援課長。

○市民活動支援課長（勝村秀彦君） お疲れさまでございます。

補正予算説明書は、同じく14ページ、15ページをお願いいたします。

第2款総務費、第1項総務管理費の第9目交通安全防犯対策費の補正予算でございます。014の防犯対策推進事業につきまして290万円の増額補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、各自治会に対します防犯灯の維持管理補助金でございます。この制度は電気料金に3分の2、修繕等に2分の1という補助をしてございますけれども、電気料金の値上がりなどによりまして自治会が支払う防犯灯の電気料金も、昨年比で17%から18%の増額が推計されますことから、この補助金予算に不足が見込まれますので増額をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 再度確認なのですが、この敷島支所も双葉支所も職員が減って、今、業務を粛々とやられているとは思いますが、今のところ支障はありませんね。

○委員長（米山 昇君） 中込支所長。

○敷島支所長兼市民課長（中込照子君） 現時点ではありません。

○委員長（米山 昇君） 大森双葉支所長。

○双葉支所長兼市民課長（大森良子君） 双葉支所のほうも大丈夫でございます。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） この290万円というのは、17年から18%上がるということで、これは一応年度末までの見込みの中でこれだけ補正をしたということですが、既になくなってしまったとか、そういうことですか、その辺のところ。

○委員長（米山 昇君） 勝村市民活動支援課長。

○市民活動支援課長（勝村秀彦君） この防犯灯の維持管理の補助金につきましては、交付という申請の仕組みが1月から12月までのものを1月もしくは2月に交付、申請をいただいて交付をするという形なんです、その1月なりの申請の段階で1年分を一括で請求をいただく格好をとっておりますが、支払いはこれからになりますけれども、昨年度比としまして、これほど不足する見込みでございますので、補正をお願いするものでございます。

〔「見込みでね、了解」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、委員の質疑を終わります。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員ありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終えます。

これで第2款総務費、第1項総務管理費のうち、第7目支所及び出張所費及び第9目交通安全防犯対策費の審査を終了します。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時39分

再開 午後 2時40分

○委員長（米山 昇君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、第2款総務費、第5項統計調査費及び第13款諸支出金について一括して説明を求めます。

小田切企画財政課長。

○企画財政課長（小田切正男君） それでは、ご苦労さまでございます。

企画財政課から歳出のほうのご説明をさせていただきます。

予算説明書のほうは16、17ページの一番下の欄でございますけれども、2款総務費、5項統計調査費、1目の指定統計調査費でございますけれども、説明欄記載の3つの統計調査でございますけれども、004の工業統計調査、009の就業構造基本調査、012の経済センサス事業につきまして、国からの委託金の交付決定を受けまして、それぞれ報償費につきましては調査協力者への謝金、旅費は指導員等の費用弁償、需要費につきましては事務消耗品を増額いたしまして交付金の活用を図るものでございまして、財源につきましては、すべて県からの支出金でございます。

36、37ページをお願いします。

13款の諸支出金、1項基金費、1目の財政調整基金積み立てでございますけれども、このたびの補正に伴います歳入歳出の差し引きの額を6億9,265万7,000円を財政調整基金に積み立てるものでございます。これによりまして、一応本年度末の財政調整基金、現時点では31億8,000万円余りを見込んでいるところでございます。

以上、企画財政課に係ります補正予算についてご説明申し上げました。よろしくお願いたします。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） よろしいですか。

質疑がないようですので、質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（米山 昇君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

これで第2款総務費、第5項統計調査費及び第13款諸支出金の審査を終了します。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 2時44分

○委員長（米山 昇君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、第9款消防費について説明を求めます。

保延消防防災対策室長。

○消防防災対策室長（保延克教君） ご苦労さまです。

消防防災対策室より12月補正について説明をさせていただきます。

補正予算説明書30ページ、31ページをお願いいたします。

上段の表になります。第9款消防費、第1項消防費、第1目常備消防費、補正前の額7億8,377万9,000円に補正額445万7,000円の減額補正をお願いするものです。

001常備消防負担金につきましては、平成24年度の基準財政需要額の確定に伴い、甲府地区消防本部が555万5,000円の減額補正と峡北消防分が105万円の増額補正となり、また、電気用品及び液化石油ガスに係る移譲事務の負担金が4万8,000円の増額補正となりまして、差し引き445万7,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、第3目消防施設費、補正前の額2,638万7,000円に補正額294万円の増額補正をお願いするものでございます。

003の消防施設整備費につきましては、今年度建てかえ予定をしている敷島第1分団第3部の消防ポンプ小屋の建設に伴い、上部に建設されている火の見やぐらの基礎に支障が出てくると、地元消防団からの撤去要望もありまして、ポンプ小屋の建築工事に合わせて火の見やぐらの撤去と、それにかわるホース乾燥棟の建築工事を行うものでございます。

以上です。説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ございませんか。

猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） 消防施設整備費についてなんですけれども、先ほどの課長の説明だと、これ長塚のポンプ小屋ですよ。これで解体をして、今ある火の見やぐらを解体する費用と、それでこのポンプ小屋をすべて撤去して新しくホースを干す設備だけをやる費用ですか、これ。どういうものですか、これ。

○委員長（米山 昇君） 保延消防室長。

○消防防災対策室長（保延克教君） 今回の火の見やぐらの撤去と、あとホース乾燥棟の建築費用でございます。

○委員長（米山 昇君） 猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） 既存の今のポンプ小屋も取り壊す費用も入っているということですね。火の見やぐらとポンプ小屋と、すべて取り払ってホースを干す鉄骨ですか、あれを建てる費用でこれということですか。

○委員長（米山 昇君） 保延室長。

○消防防災対策室長（保延克教君） 火の見やぐらの撤去と、そしてあとホース乾燥棟の建設工事費用でございます。

〔発言する者あり〕

○委員長（米山 昇君） 保延室長。

○消防防災対策室長（保延克教君） ポンプ小屋を取り壊しの費用は当初予算で入っておりますが、はい、よろしく申し上げます。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、委員の質疑を終わります。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員ありますか、質疑。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終わります。

これで第9款消防費の審査を終了します。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時48分

再開 午後 2時50分

○委員長（米山 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、第10款教育費、第1項教育総務費から第5項幼稚園費まで一括で当局の説明を求めます。

初めに、第1項教育総務費から第3項中学校費について教育総務課より説明を求めます。  
奥野教育総務課長。

○教育総務課長（奥野経雄君） どうも連日ご苦労さまです。

教育総務課関係の補正の内容につきましてご説明とお願いを申し上げます。よろしく願  
いいたします。

まず、説明書30、31ページをお願い申し上げます。

10款教育費、教育総務費でございます。補正前の額3億4,445万2,000円に648万2,000円の増額をお願いいたしまして、3億5,093万4,000円をお願いをするものでございます。

31ページをごらんいただきたいと思います。

内容につきましては、先ほど人事課長のほうで説明がございましたとおり、定期異動に伴う職員人件費の調整でございます。その合計で648万2,000円ということでお願いを申し上げるところでございます。

次に、10款、同じく、2項の小学校費でございます。学校管理費4億1,277万5,000円に1,925万7,000円の減額をお願いいたしまして、3億9,351万8,000円とさせていただくものでございます。

小学校費の関係の主な内容といたしましては、同じく31ページをごらんいただきたいと思います。

小学校関係の職員費、嘱託臨時職員費等の減額の補正と、あと光熱水費の調整をお願いするものであります。人件費につきましては、先ほどの人事課長の説明ということでお願いをするものであります。

光熱水費の関係でございますけれども、003の竜王小学校費から012の双葉東小学校費まで

9校につきましては、いずれも需要費の光熱水費の補正をお願いするものであります。

この内容につきましては、9月から東京電力の電気料金の値上げがございまして、水道料と合わせまして調整をさせていただいたものでございます。全体で430万円ほどの増額をお願いするものでございます。実質的には9月、10月の2カ月の実績で15%以上の値上がりとなっております。来年3月分までの不足額の増額をさせていただくものでございます。合わせまして1,925万7,000円になりますけれども、減額ということでお願いを申し上げます。

続きまして、32ページをお願い申し上げます。

続きまして、中学校費、学校管理費の内容でございますが、補正前の額4億6,523万7,000円に対しまして1,044万3,000円の増額をお願いいたしまして、4億7,568万円とさせていただくものでございます。

内容につきましては、33ページでございます。

まず、先ほどと同様でございます。中学校関係の職員の人件費、これを合わせまして、まず435万7,000円になります。合計で435万7,000円の減額をお願いいたします。

内容につきましては、先ほど説明をしたとおりでございます。

これにあわせまして、小学校同様でございます。玉幡中学校、竜王北中学校、敷島中学校の3校の光熱水費に関しましては、やはり電気料金の値上げに伴いまして3校合わせまして、そこにごございます需要費の欄になります。225万円の増額をお願いするものでございます。これも電気料金の値上げの3月分までの見込みを算出いたしまして、不足額ということでお願いをするものであります。

次に、工事請負費1,255万円の増額のお願いであります。これは竜王中学校、敷島中学校の現在工事をしている竜王中学校の給食室の関係、敷島中学校にありましては下水道接続工事の関係で、それぞれ増額、不足額が生じたのでお願いを申し上げるところであります。

まず、竜王中学校でございますけれども、現在給食室の建てかえ工事を施工しておりますけれども、建築基準法に基づきまして隣接する校舎の耐火防火設備の施工が必要となりましたので、南側校舎の開口部の補強工事を本体工事とは別に施工させていただくものであります。これの不足額として975万円の不足額が生じたのでお願いをするものでございます。

具体的には、南側校舎の給食室側の開口部、窓にしまして13カ所、26枚になりますけれども、これを防火認定サッシに交換するものであります。これも建築基準法に基づきまして施工させていただくものでございます。本体工事とは別個になりますので、お願い申し上げます。

す。

あと、敷島中学校へいきまして、こちらは下水道供用開始区域になりましたので、年明けにも接続工事を予定しておりますが、施工に当たりまして詳細な調査等を行ったところ、現在、既存の合併浄化槽に接続をして雑排水の処理をやっておりますけれども、合併浄化槽でありますので、当然のことながらトイレだけではございませんで、手洗い場からありまして給湯室、水場のものはすべて合併浄化槽に接続をされているものということで計画をしておりましてけれども、都合7カ所、合併浄化槽には接続がされておらず、そちらの排水の工事が増加分ということになりますけれども、南館がほとんどでございますけれども、トイレ前の手洗い、給湯室、あるいは職員トイレの手洗い、あるいは保健室関係の雑排水、また理学教室等もでございますけれども、7カ所、合併浄化槽には接続されておらずでした。

当然のことながら合併浄化槽に接続をされておれば、そこから下水道の本管につながりますので、それで配管の工事等が済むわけでございますけれども、7カ所が校舎の周辺に点在をしております、南校舎の回りすべて、北側、東側、南側すべて配管の引き直しということになりまして、その増額の工事が必要になりましたので、今回不足額が生じまして、そんな関係で配管の工事でございますけれども、当初は四、五十メートル西側の下水道のますに接続をすれば済むような形で予定をしておりましたけれども、100メートルほど追加工事になりまして、その分が不足額でございます、調整をした結果、先ほど申しましたとおり280万円ほどになりますけれども、余計な工事というか予期せぬ関係で工事費が増額になりましたけれども、そんな形をお願いをするものでございます。

280万の不足でございますが、予算の残金がございますので、実質的には250万ということでお願いを申し上げるところであります。

以上、工事請負費合わせまして1,255万ということで増額補正をお願いするところでございます。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○委員長（米山 昇君） 次に、第4項学校給食費及び第5項幼稚園費について学校教育課より説明を求めます。

小林学校教育課長。

○学校教育課長（小林 修君） お疲れさまでございます。

引き続きまして、4項学校給食費、1目給食全体費206万6,000円の減額は、さきに人事課で説明したとおりの人件費の補正でございます。

次の5項幼稚園費、1目幼稚園費182万円の減額も人件費の補正でございます。

以上でございます。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 今の排水の7カ所の件ですが、結局どこに排水されていたということですか。

○委員長（米山 昇君） 奥野課長。

○教育総務課長（奥野経雄君） 接続をされていない7カ所ですけれども、敷島中学校の県道寄りの普通の用水路といいますか、側溝水路に落とされておりました。合併浄化槽にはつながっておりませんで、不本意でありますけれども、ちょっと原因がわかりませんので、よろしく願いいたします。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

斉藤副委員長。

○委員（斉藤芳夫君） 竜王中学校の給食室の既存部分に防火構造とかいう、そういう建築基準法に絡んで追加をしなければいけなくなったという報告がありますが、これは給食室を設計したときにわからなかったですかね。

○委員長（米山 昇君） 奥野課長。

○教育総務課長（奥野経雄君） 給食室の設計はお願いをする段に、もちろん私どもの建築関係の専門的知識のないことは、もう重々反省をしているところでございますけれども、設計をしていただいた本体にはその部分は入っておりませんでしたので、今回お願いをして、はい。

○委員長（米山 昇君） 斉藤副委員長。

○委員（斉藤芳夫君） 行政がそれをわからないというのは、もう何度も何度も聞いているから、どっちでもいいんですよ、はっきり言って、わからないならわからないで。けれども、これを設計した人はそれを知っているんですよ、必ず知っています、建築基準法だから。そうすると、その設計事務所さんに本来は、こんなことはおかしいじゃんけ、当初予算に見込まなければいけない項目の予算のはずでしょうと、そういう話は仮に今現在していますか。

○委員長（米山 昇君） 奥野課長。

○教育総務課長（奥野経雄君） もちろん委員さんのおっしゃるとおりでございまして、1つは、設計し上がった段階の時期が本年の2月、はい、1月、2月ころの時期だったと思います。それと、私どもは一応本体の設計工事でございますから、内容はともあれ、また工事管理の関係、設計書を見ながら現場を管理していただく部分も、同じ設計をしていただいた方をお願いをすれば一番効率的にできるので、そんな形をとりたいなと思った中で進んでまいりましたけれども、設計をしていただいた業者さんは、ご存じかと思えますけれども、この4月、5月、私たちが一番お聞きしたり相談をしたりするときに、何と言いますか、いなくなってしまうので、言い方はちょっと当たりませんが、そんな関係でちょっと気づかない部分がありましたので、本当にその部分は申しわけなかったと思えますが、もうちょっと早く対応できればと思いましたが、よろしくお願ひしたいと思えます。

○委員長（米山 昇君） 齊藤副委員長。

○委員（齊藤芳夫君） そうすると、この設計事務所さんが無責任な納品をしたと、仮にですよ、そういうふうに見えるわけですよ。が、その後、このサッシを取りかえたり、防火構造にしなきゃいけないとかということを知ったのは、どなたに、だれが教わったんですか。

○委員長（米山 昇君） 奥野課長。

○教育総務課長（奥野経雄君） 新しく工事管理をお願いしている設計士さんに相談を申し上げまして、建築確認をとる段階で、9月、10月になりますけれども、その時点で反対側の校舎側の話または工事の内容については確認をいたしました。

○委員長（米山 昇君） 齊藤副委員長。

○委員（齊藤芳夫君） やはり私は何度も言っているけれども、こういうのはお金が別にかかってしまうものでしょうがないと思うけれども、当初予算にちゃんと適正な設計内容で適正な価格を組んで、それでちゃんとしたものを仕上げるのは、これは業者の仕事の責任の範疇ですよ。それを、後から議会にみんなを抱き込んで補正で組んでやってもらえばいいやと、お金は補正なら何ぼでも出てくるんですか。こんなことでは、やはりまずいですよ、これ。

毎回同じこと言うけれども、もう少しやはり何らかの形でそういうことのチェック機能というか、そういうものは頑張ってやってもらわないと困るなと思うんだけど、いかがですか。

○委員長（米山 昇君） 奥野課長。

○教育総務課長（奥野経雄君） ええ、もちろん今、ご指摘のありましたとおりでございまして、年度当初というか、いろいろな形で仕上がった段階で、すべてチェックをして、完璧な

ものに仕上げてできれば私どもも一番いいなということで考えておりました。ただ、今回本当に申しわけなかった話になってしまいますけれども、本体工事の関係で仕上がっておりますので、若干時期が遅くなってしまいましたので、本当に申しわけなかったということで、おわびを申し上げたいと思います。

今後はこのような間違いがないように施工管理をお願いしたり、また、自分たちもちょっと知識もないわけでございますけれども、ないなりに中身をチェックしながら頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

名取委員。

○委員（名取國土君） ちょっと伺いますけれども、先ほど敷島の中学校ですか、下水の関係で流してしまったんだけど、たまたま今回発見されたと思うんですよ。これじゃまずいということで、これを本管につなげてやるということになったと思うんですよ。これ当初の段階で、施工した段階で、これ流すことが許可があったんですか。

それちょっと我々の行政からして、それを率先してやってしまったということになると、これうまくないと思うんですよ。指導する側が平気でそれをやっていて、何十年たって、今はこれはこうだからというのは通らないと思うんですよ。そういう箇所が、まだあるんじゃないんですか、ほかに、どうですかね。これもちょっと出た幸いに。そんなことを平気でやっている業者なんてことは認められませんよ。今みんな平気でそんなこと言っているけれども、これ出てきてしまったからしょうがないじゃなくて、やはりこれはこういう時期のときに見るべきですよ。どうですかね。

○委員長（米山 昇君） 奥野課長。

○教育総務課長（奥野経雄君） 敷島中学校は、たしか昭和58年ごろの校舎の建設と、子供たちが通いますので当然のことながら、その時点で合併浄化槽、四、五百人槽だと思えますけれども、設置をされております。ただ、施工段階でどれほどの検査、チェック等々がされたかちょっと今、不明でございますけれども、7カ所、普通の水路に放流されていたというのは、本当に当時からのチェック不足があったのではないかと今、反省をしております。

たまたま今回、一応下水道の供用開始区域になりましたので、一応こんな形で処理ができるわけでございますけれども、大事な農業をやっている方もおられたりということで、非常に正直言って私たちも、あれというふうな形でちょっとびっくりしたようなことが本当のところでございます。

下水道供用開始になっているところが、まだ半数もいっておりませんが、残りの学校につきましては再度チェックをして、それなりの対応で予算的にどうこうは後の話になりますけれども、一応確認をしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（米山 昇君） 名取委員。

○委員（名取國士君） 昔のことだから、今の課長のことを責めてもどうということはないと思うんだけど、やはりこれが出てきてしまったからには、やはり責任があるんですよ。私は知りません通らないんですよ。ぜひそれもやっていただくこと。今、中央道のあれじゃないんだけど、ああいう欠陥が出ているし、やはりそういうことを我々も目を光らせていかなければならないし、それは行政としてそっちで率先してやってください。

それで、ちょっと再質問。

○委員長（米山 昇君） どうぞ。

○委員（名取國士君） 先ほど玉幡の枠の件、ガラスの、あれ防火ガラス。

〔「竜中」と呼ぶ者あり〕

○委員（名取國士君） 竜中か、でいいんですけども、どのくらいつけるんですか、予算を盛ってあるって、枠をどれくらい取りかえるんですか、あの。

○委員長（米山 昇君） 奥野課長。

○教育総務課長（奥野経雄君） 現在の校舎につきましては、耐火構造というのはもちろんでございまして、いわゆる受ける火を防ぐ防火設備のほうはされておりました。それで、ガラス全体で110平米くらいになります、全体では、13カ所、26枚、それと通路の開口部等々含めまして110平米。現代のガラスは、極端に言いますと、よく使われている普通の窓ガラスでございまして、それを約7ミリの網入りの防火設備、認定品のサッシと一緒に取りかえる予定でございまして、1,500万円ほど、26カ所にかかる予定でございまして。

以上でございます。

○委員長（米山 昇君） 名取委員。

○委員（名取國士君） 枠がこれで2,500万。

〔「1,000」と呼ぶ者あり〕

○委員（名取國士君） 1,500万、ねえ、僕もへえと思うんだ。とにかく周りのチェックをしなければだめだ、これ。みんなの税金でやるんだから、入ってくるものないんですよ、仮にこういうふうに。それで、補正でこう出せば、わけないと思うんだけど、今度また、いつになるかわからないけれども、ほかのこういうのもあると思うんですよ。ぜひそれチェッ

クして、それで万全な構えで次の工事に引き渡すようなことをしないと、これは幾らあっても足りない。課長だの、部長を責めるわけじゃないですよ、ねえ、部長、真剣に聞いてくださいよ、こんなの書いていないでいいから。何か、えらいきょうはあれだけれども、まあいいや、とにかく余り時間がないからあれだけれども、とにかく真剣に考えて、そういうことをやってください。補正ぐらいあれですから、部長どうですか。

○委員長（米山 昇君） 市川部長。

○教育部長（市川孝嗣君） 先ほどから担当課長、2件の工事について追加補正をしたいということで、1件目の竜王中の確認につきましては、先ほど課長が申しあげましたように、当初委託をお願いしておりました某設計事務所が途中で倒産した。夜逃げをしたということで、なかなか完成品が上がってこなかったということもございましたので、我々もその点でチェックがなかなか働かなかったという点が1点ございます。

そういった中で、新年度に入りまして管理の設計事務所、委託を別にしまして、その業者に一通り確認をさせていただいたところ、実は今、言った防火関係に落ち度があるということが発覚しまして、その内容で今回お願いをするということでございます。

また、敷島中学校につきましては、私たちもやはり合併浄化槽が設置してある学校であれば、当然いろいろな給排水の関係は一たん合併浄化槽の中に入って、出口は1カ所で、いわゆる水路へ排水というふうな常識を持っていたんですけれども、実は今回、先ほど担当課長が申しあげましたように、下水道の区域によりまして、よくよく調査をしましたらば、敷島中学校の北側の新館でございますけれども、そちらのほうの7カ所について直接水路に排水がしてあったと。これじゃ困るということになりまして、今回そういった内容の補正ということで、先ほどから担当課長が申しあげましたように、やはり我々専門知識もございませんで、どうしても委託する設計者を頼りにするわけでございますけれども、その設計者も、いわゆる先ほども言いましたように夜逃げ、倒産というところもありますので、ぜひ我々もわからないなりに、そういった内容の知識を今後持っていかなければならないのかなというふうにも感じますので、ぜひ今回につきましては、これを契機にしまして、我々も勉強をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○委員長（米山 昇君） ほかにございませんか。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 小学校費の補正についてちょっとお聞きしたいんですが、これは先

ほどの説明だと、電気料等の値上げにより光熱費の補正をしたんだという話、この竜王小学校とか竜王西小学校とかマイナスになっているというのは、これは予算が潤沢にあったということですか、前から。

○委員長（米山 昇君） 奥野課長。

○教育総務課長（奥野経雄君） ええ、三角のところもございます。これは光熱水費、私、電気料の説明だけさせていただきましたけれども、水道料も一緒に含まれております。電気、水道料ということで調整をする中で、水道料のほう若干余るところもございます。プールの使用状況、いろいろなことで若干余るところがございまして、増額ばかりではございませんで、抑えて余るところも同時に補正の数字を調整させていただこうということで、三角、竜王小学校は80万ということでお願いをしたところであります。

電気料につきましては、これは相殺をしましたので、通知がございましたとおり、一律9%、10%、9月から上がっております。一緒に支出をしておりますので、こんな形で表示をさせていただいております。お願いいたします。

○委員長（米山 昇君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） くどいようですが、ここで載っていない小学校もそういう理由ということですね、そういうことですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員（有泉庸一郎君） はい、わかりました。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員ございますか。

保坂議員。

○議員（保坂芳子君） すみません。なお、途中から来て申しわけないんですが、先ほど何か合併浄化槽からという話があったので確認なんですけど、双葉東小学校、まだ下水がありませんが、この間ちょっと調べていただきたいとお話ししておいたんですが、双葉東小は大丈夫でしょうか、その排水に関しては、調べていただけましたでしょうか。

○委員長（米山 昇君） 奥野課長。

○教育総務課長（奥野経雄君） ええ、双葉東小学校につきましては、いわゆる議員さんが先

日、私のほうと話をした中で池というか貯水池には放流はされておられません。道路側の水路に放流をされておりますので、これもいいかどうかという話になりますけれども、まだ下水が行っておられませんので、その際には全体で下水につなげる様子でございますので、報告をさせていただきます。

〔「そのエリアだけ」と呼ぶ者あり〕

○教育総務課長（奥野経雄君） はい。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、これで第10款教育費、第1項教育総務費から第5項幼稚園までの審査を終了します。

ここで学校教育課から報告をしたいということでございますので、これを許します。

小林学校教育課長。

○学校教育課長（小林 修君） 先日、ファクスでお知らせいたしましたインフルエンザによる学級閉鎖について補足説明させていただきます。

敷島中学の1年生2組で6人、3組が3人のインフルエンザに罹患しましたので学級閉鎖をいたしました。インフルエンザによる学級閉鎖が今年度初めてでしたので、今回はファクスでご連絡させていただきましたが、今後は学級でなくて学校が閉鎖の場合のみ連絡させていただくということをお願いいたします。

それから、もう1件お願いいたします。

ことしの3月議会におきまして学校給食の調理業務につきましては、竜王地区の学校は民間委託を進めるということで説明させていただきましたが、今年度、竜王中学の給食室の改修を行っておりまして、それに合わせて竜王中学を来年度から調理業務を民間委託することで進めております。先月の末に業者説明会を開催しておるところでありまして、今後、業者プレゼンテーションを行い、来年1月には業者を決定する計画で進めてまいりますので、また決まりましたらご報告させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（米山 昇君） 2点報告がありましたが、この報告に対して何かお聞きしたい点等がありましたら。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今の課長の説明ですと、決まってからの報告ということがあるんです

けれども、決まる前にある程度の考え方を示してもらって、そこでいろいろ意見があつて、その意見を踏まえて決めるならいいけれども、決まってからやったら後の対応ができないじゃないですか。そういうことじゃないですか。

決まってから報告じゃ、ちょっとこれ、この件は初めて民間委託ということをやらなくて、慎重にやはりやる必要があると思うんですよ。その辺については十分意見を集めて議論をして、そしてやはり決めていくという方向でないと、決まってから、ここへ出されて、どうですかと言われても、業者も決まり、中身も決まり……。

〔「業者はまだ」「今、方向だけ決まっただけ」と呼ぶ者あり〕

○委員（内藤久歳君） だからその辺も、業者は今から決めるにしても、最終的にはこちらの中身を吟味したものを業者にぶつけて、それに対していいか悪いか、受けられるか受けられないかということを決めていくわけでしょう。であれば、もっと前段でやはり我々にもそういう方針を示していただいて、どんな考えでやるかということを示してもらってやらないとうまくないと思うわけです。部長、どうですかね。

○委員長（米山 昇君） 市川部長。

○教育部長（市川孝嗣君） 確かにおっしゃるとおり、ことしの3月の議会で当初予算の中で竜王地区の中学校において、1校を先行的に来年度から調理業務の民間委託というふうな内容で議決はいただいたわけでございます。その後、学校給食の関係の運営委員会にも諮りまして、どういった方法がということでお諮りをしましたところ、指名業者によるプロポーザル方式で最終的に1者を決定したらどうかというふうな内容で決定をしていただきましたので、先般、5者、山梨県内ですね、山梨県と県内外で実績のある5者を選定しまして、今後うちの調理業務に参加したいということであれば受け付けますというふうな業者説明会を先日やったというふうな内容で、今のところはまとまっているわけでございます。

それで、今から10月いっぱいまででございますけれども、参加の表明をしていただいて、その表明をしていただいた業者につきましては、来年になってからプロポーザル、いわゆるプレゼンテーションをやっていただいて、その中で委員さんに点数をつけていただいて、最終的に、どこの業者が点数が高かったかというふうな内容で最終的に決定をして、来年の4月から業者委託というふうな内容になるというふうなスケジュールで今のところは組んでおりますけれども、その前段階でやはり内藤委員がおっしゃるとおり、方法論、どういった内容、どういったスタンスで、いわゆる業者が決定していくのかというふうな内容を、もう少し早い時点で皆さん方にお示しをすればよかったわけでございますけれども、その点につき

ましては、私も部長として大変心もとなく思っておりますので、どうかそういった内容で万全を期して安全・安心な給食をするということにかえていただいて、ぜひそういった内容で現在進行中だということで認識をしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 今の件に関してですが、委員会もたまたま4月にも変わったというような経緯もありますし、今からでも遅くないから、委員長のほうから、また当局のほうに話をしてもらって、説明してもらったらどうでしょうかね、また機会を設けて。

○委員長（米山 昇君） 今の問題で、ほかに何かご意見ありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） それでは、今お二人の委員から、やはりこうしたものは事前に所管の部署である総務教育常任委員会のほうに説明をした上で、やはり事業を進めていただきたいと、こういう意見でございますので、これはもうある程度進んだものはこれは仕方がないわけですが、今後のこともありますし、また今現在の状況でも結構でございますので、そうした資料を委員会のほうに、また出していただいて、説明等も一番近い委員会の方に説明をしていただきたいと思いますということで要望をしておきます。

それでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ほかに委員なければ、傍聴議員、何かありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、それでは、学校教育課からの報告を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時24分

再開 午後 3時25分

○委員長（米山 昇君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、第6項社会教育費から第7項保健体育費まで一括で当局の説明を求めます。

初めに、第6項社会教育費、第1目社会教育総務費及び第2目公民館費について生涯学習文化課より説明を求めます。

藤本生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長（藤本さゆり君） それでは、お願いいたします。

生涯学習文化課の説明をさせていただきます。

補正予算説明書34ページ、35ページになります。

6項社会教育費のうち、1目社会教育総務費についてご説明いたします。

予算額7,778万3,000円に対し、7万8,000円の増額補正をお願いするものであります。

2目公民館費については、予算額1億7,426万3,000円に対し、620万7,000円の減額補正をお願いいたします。

内容につきましては、先ほど人事課長が説明したとおり人件費の補正になります。よろしくお願いいたします。

○委員長（米山 昇君） 次に、第5目図書館費について図書館より説明を求めます。

湯本図書館長。

○図書館長（湯本和仁君） お疲れさまです。

引き続き、第10款教育費、第6項社会教育費、第5目図書館費の補正であります。補正前の額1億7,572万3,000円より872万8,000円の減額補正をお願いするものであります。

内容につきましては、先ほど人事課長の説明したとおり、人件費の補正でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（米山 昇君） 次に、第7項保健体育費についてスポーツ振興課より説明を求めます。

斉藤スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（斉藤 積君） それでは、今ごらんの34ページ、35ページの一番下になります。

保健体育総務費591万6,000円の減でございます。これにつきましては、給料、職員手当、共済費と人事異動に伴う減額でございます。

続きまして、めくっていただいて36ページ、37ページをお願いします。

体育施設費について5,358万1,000円の増額をお願いするものであります。

内容につきましては、需要費の87万円については電気料金の値上げに伴う体育施設の電気代の増額をお願いするものであります。

委託料の250万、それから、工事請負費の5,021万1,000円につきましては、敷島体育館の  
つり天井の脱落防止対策のため、改修費用と施工管理委託料でございます。これにつきましては、国土交通省の社会資本整備総合交付金事業に採択されましたので、今回補正をお願い  
するものであります。

改修内容につきましては、現在の既存の天井の下地仕上げ材を撤去しまして、システム天  
井に改修し、既存のつり照明器具、換気のダクト等の耐震補強、それから、振れどめ、ブレ  
ースの設置、周囲の壁との、天井との間をクリアランスの設置、それから、天井材のグラス  
ボードの落下防止対策等でございます。発注時期につきましては、梅の里クロスカントリー  
や利用者への周知等を考え、3月を予定しており、工期については3カ月を予定しておりま  
す。

続きまして、3目の釜無川スポーツ公園管理費18万円の増額をお願いするものであります。  
これにつきましても電気料金の値上げのための増額をお願いするものであります。

続きまして、45ページをお願いします。

45ページの債務負担行為の補正でございます。

事項につきましては、先ほどご審議いただきました甲斐市玉幡公園総合屋内プールの指定  
管理についての協定をすることということでございます。期間といたしましては、平成25年  
度から28年までの4年間で、限度額は1億7,000万円であります。

これにつきましては、前は3年間の指定管理でしたけれども、今回4年間ということで、  
昨年、B&Gのプールのほうの指定管理を5年ということでお願いしまして、これがちょう  
ど4年間でB&Gの5年間で終了時期が同じになりまして、今回はこの3つを一緒に指定管  
理に出すということで今回4年間という設定を組んであります。

次に、47ページをお願いいたします。

繰越明許の補正でございます。敷島体育館の天井改修につきましては、先ほど説明しまし  
たが、3月発注を予定しており、年度をまたいで施工することになりますので、繰越明許を  
お願いするものであります。

款項目につきましては、教育費、保健体育費、体育施設費であります。繰越明許費につ  
きましては5,271万1,000円。

財源内訳としましては、国庫支出金2,000万円、これは先ほど説明しました社会資本整備  
総合交付金であります。市債3,100万円、一般財源171万1,000円、節につきましては委託料  
の250万、それから、15節の工事請負費5,021万1,000円であります。

以上でスポーツ振興課の補正の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

斉藤副委員長。

○委員（斉藤芳夫君） 斉藤課長、ありがとうございます、2年目にかかってしまったけれども。それで、私、質問じゃなくて、ちょっと文句をつけたいんだけど……。

○委員長（米山 昇君） いえ、質問してください。

○委員（斉藤芳夫君） すみません。そうか。繰り越しで年度をまたぐということのように今、説明ありました。これは3月までにいろいろ行事の予定やら何か入っているから、3月までは手をつけられそうもないから6月ごろまでに仕上げたい。これは国文祭に間に合わせるためだというような話もちろちら聞かれるんですけども、そうですか。

○委員長（米山 昇君） 斉藤課長。

○スポーツ振興課長（斉藤 積君） 確かに行事ということで、ご存じのように梅の里のクロスカントリー、あそこに大勢人が集まって、なおかつ着がえとかトイレとかということで体育館のほうを現実に利用しております。

それで、その時期もちょっとよけた形でやりたい。そしてあとは、やはり私ども議会の議決を得た上で、ご承認いただいた上で利用者に、いついつ工事に入るから、もう貸し出しをできませんということでやはり知らしめなければならない、すぐに利用できませんというわけにいきませんので、そんなようなことで、国文祭に間に合わすというよりも補正をお願いして、国からの補助の採択も受けたですから、安全のためには速やかにやりたいというのが本心ですけども、現実はそのような事情がございますので、ぜひその辺を酌んでいただきたいと思います。

○委員長（米山 昇君） 斉藤副委員長。

○委員（斉藤芳夫君） わかっていて聞いているもんで申しわけないんだけど、やはりここから3カ月の間、4カ月の間、震災だの災害だのの保証が、ないという保証はないわけだもんで、やはり2年間は、言ったから2年間は、ああ、よかったな、無事で、何もなくてというのが実感的なところで、ここからさあ、いざ本決まりになりましたといたら、いや、いろいろ都合があって3カ月、4カ月先にならんと、これは予算が通っても仕事にかかれないうようなことだと、やはり行政はやるのが遅いなというのが実感になるんだけど

も、何事もなかったからよかった、これからないという保証はないということに関しては、危機感はどうですか。

○委員長（米山 昇君） 齊藤課長。

○スポーツ振興課長（齊藤 積君） たしか22年12月ですか、一般質問で齊藤議員からありまして、それから夜もよく眠れないんですけれども、やはり、実はその工事のほうの補修というのは、担当課長からすれば早くしたいと。ただ、あの当時、国のほうもその改修をするに当たっては補助を出しましょうというような内容が新聞等にも出ましたし、国も概算要望で予算を組みました。ただ、最終的に最後の詰めで、その予算を切られたというような経過がありました。

それでまた、国のほうでそれについてそういうことで予算というか補助を出しましょうということがあったから、ずっと待っていたというのが現実ですけれども、財政的なことを考えて。ただ、今、委員がおっしゃるように、たしか震度5強か6ぐらいになると、ちょうど今のあのつり天井というのが、躯体にこれはくっついているけれども、躯体に次にグラスウールを置いてある、この野縁というのが、つり天井とかんであるだけで、とめていないわけです。

ですから、地震が来ると、うまいぐあいにはぽっと外れてしまうと、その金具が落ちたら危ないということで、ただ、皆さんが体育館へ行って上を見た場合に、白いこういう板みたいに見えるのが、あれがグラスウールです。あれは落ちても絶対けがをしません。ひらひらと舞って、大体1枚が1.6キログラムぐらいです。ですから頭に当たっても、けがはしません。ただ、問題はそのいわゆる枠というか、野縁という金の枠、それが地震の震動によってタイミングよく落ちた場合に、人がそこにいた場合に危ないと、こういうことです。

ですから、今、委員がおっしゃるように、もう速やかにしたいのはやまやまですけれども、やはりそこでのイベントというか、そういうものもございまして、先ほど説明したように3月発注ということで、こちらのほうは考えておりますので、よろしく申し上げます。

○委員長（米山 昇君） 齊藤副委員長。

○委員（齊藤芳夫君） 承知の上で、やはり現に何十年かたった、35年たったらトンネルの板が、まさかあんな重たいものでやってあるとは思わなかったけれども、現に落っこちてしまったわけだ。落っこちた理由はいろいろあって、いろいろあると思うけれども、地震でも水害でもない、何でもないので落っこちてしまうんだから、あれは地震でも来ればとんでもないことになっただろうというふうに想像もつくわけじゃん。だから、そういうふうなことを

考えると、予算がどこかにないから、予算がとつつくまでは心配だけれども、できんどのようなことを言っていると、やはり安全は二の次なのかなというふうに市民は思うから、やはりそこら辺は苦しいのは重々承知だけれども、何らか一生懸命、何だか知らんけれども、どこかの設計事務所が設計ミスだか予算ミスだかしたけど、補正ですぐ出ていくとか、こういうことを簡単にやるわけだもんで、ここら辺も嫌味っぽく聞こえて申しわけないけれども、やはりもう少し真剣に対応してくれるようにご努力をお願いしたいんだけれども、部長、よろしくお祈いしますよ。

○委員長（米山 昇君） 要望ですか。

○委員（齊藤芳夫君） 何かご答弁いただければ。

○委員長（米山 昇君） 市川部長。

○教育部長（市川孝嗣君） おっしゃるとおり、やはり先ほども担当課長が申しあげましたように、特に縦の大きな地震に弱いというふうな調査結果が出ております。

したがって、いち早く利用者の安全ということを考えれば、一日でも早く改修をしたいわけでございますけれども、ただ、もう1点は、梅の里もでございますけれども、今現在、国交省のほうで新たな基準が設けられていますけれども、その基準がことしの8月にパブリックコメントがなされまして、何件か提言があったようでございます。その内容も今、国交省のほうで検討をしております、最終的には来年の2月ぐらいには、その新しい基準が出ると。うちのほうは、その新しい基準に沿った内容で設計のほうを進めておりますけれども、例えばその設計がまた違った内容になる場合もあり得るといことも想定をしておりますので、それも合わせまして来年の3月から着工と、いわゆる国交省のきちんとした、いわゆる基準が出てからの発注がいいだろうというような内容で考えておりますので、ぜひご理解いただきたいと思ひます。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 先ほどの指定管理料の件ですけれども、23年度までのこれは1億7,000万ということですが、これは限度額だから多少の幅があると同時に、これをやるときに、例えば指定管理料の決算状況を見て、少し減額してくれるとかという、そういう交渉とか、そういう経過があつて、こういう限度額を決めたのか、その辺はどんな過程の中でこれを決定したのかちょっと伺いたい。

○委員長（米山 昇君） 齊藤課長。

○スポーツ振興課長（齊藤 積君） 限度額ですけれども、これは指定管理に参加しました、株式会社フィッツ、そこがこの金額をいただきたいということで出してきたわけです。それで、委員がおっしゃるように、この限度額イコール契約金額じゃなくて、限度額で相手の要望の金額をここで、債務負担行為で担保しておきまして、今度相手と年度協定というのを結びます。4年間ですから、4年、4回、そのたび年度協定を結びます。そのときに金額のお互いの内容をもう一度精査しまして、金額のそのいわゆる今度になりますから、25年度だったら25年度の金額、そしてまた26年度の金額、それで、それについてはやはりいわゆる特に玉幡のプールの場合には電気代とか燃料費、そういうものの、いわゆる世の中の物価の変動がありますので、そういうことも考えた中で相手と協議をしながら、その年度年度の金額を決めていくということになります。これはいわゆる最高額ということをお願いをしておるといってごさいます。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） ちなみに、今まで前回やった限度額に対して、年度ごとの金額、それが例えばこれ今1億7,000万だと今、説明あって、向こうがこれだけいただきたいということの中でこれを決めたと。今これを4で割ると4,250万になるわけね。今までの契約の金額はどうなっているんですか。

○委員長（米山 昇君） 齊藤課長。

○スポーツ振興課長（齊藤 積君） この3年間の金額ですけれども、3年間で1億1,700万ですから、年間3,900万ということで来ました。今回、書類を出してきたときに、今回これを割りますと4,250万円になります。それで、フィッツさんのほうにちょっと高くなっているということで、一応書類審査の段階でお聞きしたところ、燃料の高騰と電気代の高騰で、このくらいをいただかないとちょっと大変だというようなお話があったもんですから、一応これを最高目安としまして、あと細かくいわゆる灯油を使う実際の使用料とか、また、電気の使用キロワットとか、そういうものを精査しながら、また決めていきたいというふうに考えています。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今、これそういう背景があるにしろ、この辺についてはやはりしっかりと、これそういうことを年々重ねていくことによって、どんどん上がっていく可能性もありますし、また、さりとて指定管理者を辞退されても困るということがありますので、その

辺はやはり適切なそういうチェックをしながら、こういうものも決定していただいて、また、できればそういった指定管理者の決算のときには出てきますけれども、そういう点についてもしっかりと精査をしながら、こういう数字に関しても納得できる数字を持ってくるようにお願いをしたいというふうに思いますので、これは要望でいいですから、ぜひその辺も十分取り組んでいただきたいと思います。

○委員長（米山 昇君） 答弁はいいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、委員の質疑を終えます。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終わります。

これで第6項社会教育費から第7項保健体育費までの審査を終了します。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時45分

再開 午後 3時46分

○委員長（米山 昇君） それでは、会議を再開します。

次に、第2款総務費、第2項徴税费から第3項戸籍住民基本台帳費について一括して説明を求めます。

初めに、第1目税務総務費について説明を求めます。

土肥税務課長。

○税務課長（土肥冷子君） お疲れさまでございます。

税務課から歳出の補正につきまして説明させていただきます。

補正予算書の16ページ、17ページをお願いします。

2項徴税费、1目税務総務費、001税務関係職員費1,335万8,000円の減額につきましては、

人事課長からご説明がございましたとおり、税務課、収納課職員の人件費の減額補正でございます。

次に、010税務管理費、市民税53万2,000円につきましては、臨時職員の賃金、社会保険料等の増額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（米山 昇君） 続いて、第2目賦課徴収費について説明を求めます。

花田収納課長。

○収納課長（花田茂美君） お疲れされまでございます。

私ども収納課の補正につきましても、人事課長から説明がありましたとおり、人件費に関する補正でございます。

収納課におきましては、当ページの上段の一番下、4共済費10万円の減額でございますが、これにつきましては徴収嘱託員4名のうち、年度途中の8月、1名が退職しましたことに伴いまして、その分の社会保険料を減額するものでございます。

なお、報酬につきましては、退職した者の訪問世帯を残りの3名に割り振りましたため、減額はございません。

以上であります。

○委員長（米山 昇君） 続いて、第2款総務費、第3項戸籍住民基本台帳費について説明を求めます。

清水市民窓口課長。

○市民窓口課長（清水春雄君） 同じく16、17ページになりますけれども、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費についてご説明でございますけれども、先ほど人事課長のほうから説明がありましたとおり、平成24年度の職員に関する異動等に伴う人件費を調整していただきまして、001戸籍住民関係職員費としまして302万9,000円の減額補正をさせていただくものでございます。

以上でございます。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（米山 昇君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

これで第2款総務費、第2項徴税費及び第3項戸籍住民基本台帳費の審査を終了します。

以上で歳出の質疑を終了します。

ここで暫時休憩いたします。4時まで。

休憩 午後 3時50分

再開 午後 4時02分

○委員長（米山 昇君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続いて、歳入について審査を行います。

まず、第1款市税について説明を求めます。

土肥税務課長。

○税務課長（土肥冷子君） 歳出に続きまして、歳入、市税の補正につきまして説明させていただきます。

補正予算説明書の3ページをごらんください。

1款市税につきまして、補正額8,800万円増額いたしまして、市税の総額を83億6,285万9,000円とするものでございます。

内訳の項目につきましては、6ページ、7ページをお願いいたします。

1項市税、第1目個人、1節現年課税分に1億1,000万円を増額し、個人の総額を36億7,582万8,000円とするものでございます。これは、現段階での調定額と年度末までの見込みにより補正を行うものでございます。

次に、2項固定資産税、1目固定資産税、1節現年課税分を2,200万円減額し、固定資産税の総額を36億2,510万7,000円とするものでございます。

内訳につきましては、土地373万円の減額、家屋671万2,000円の減額、償却資産1,155万8,000円の減額となります。いずれも現段階での調定額と年度末までの見込みにより減額とするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての委員の質疑を行います。

質疑ありませんか。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） なければ、委員の質疑を終わります。

続きまして、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員の質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

これで第1款市税の審査を終了します。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時05分

再開 午後 4時06分

○委員長（米山 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、第14款国庫支出金から第21款市債まで一括で説明を受け、質疑を行います。

当局の説明を求めます。

小田切財政課長。

○企画財政課長（小田切正男君） それでは、大変ご苦労さまでございます。

予算説明書のほう6ページ、7ページでございます。

歳入、市税以外の歳入につきまして、私のほうから一括でご説明を申し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

初めに、14款の国庫支出金でございますが、1項国庫負担金、2目の民生費国庫負担金でございます。右側のページへいきまして1節の社会福祉費負担金の障害自立支援医療費負担金につきましては、福祉課のほうにおきまして助成対象者の増加等から給付費を1,000万円増額計上いたしております、その2分の1に当たる500万円を国庫負担金として補正する

ものでございます。

2節児童福祉費負担金、児童保護措置費負担金につきましては、児童福祉法による児童入所施設措置費の負担金で市が助産施設、母子生活施設等に児童等を入所させるのに要する経費について国が2分の1を負担するものでございます。

下の6節生活保護費の増額につきましては、生活保護世帯の増加等に伴いまして、生活保護費を増額しております。その4分の3に当たる1億260万円を国庫負担金として増額補正するものでございます。

下の2項国庫補助金でございます。2目の民生費国庫補助金でございます。1節の社会福祉費補助金の地域生活支援事業費補助金につきましては、利用者の増加に伴いましてコミュニケーション支援事業、手話通訳者でございますけれども、等の派遣事業で増額して、その2分の1に当たる16万4,000円を増額補正するものでございます。

下の7目の土木費国庫補助金でございますけれども、1節土木費補助金、説明欄に記載してございます住宅建築物耐震等改修事業費補助金でございます。個人木造住宅の耐震診断30戸分に対する国の2分の1の補助金でございます。

次のページ、8ページ、9ページをお願いいたします。

4節の都市計画費補助金でございますけれども、説明欄に3行記載ございますけれども、一番上の道整備交付金につきまして30万円の減額がございますけれども、これは当初予算では大袋大久保線で1,500万の国庫補助金を計上いたしておりましたけれども、30万円減の1,470万円で補助決定を受けておりますので、補助金を減額するとともに、その減額部分を市費で振りかえまして、今年度中に完成を目指すものでございます。

2番目の社会福祉費補助金、社会資本整備総合交付金でございます1,650万、55%の交付率でございますけれども、開発1号線で追加配分を受けまして、工事の進捗を図るものでございます。

3行目の道路交通安全対策費補助金につきましては、建設課が道路関連者といたしまして小・中学校等通学路の安全対策として実施する事業の2分の1の補助でございます。

その下、9目教育費補助金でございます。5節保健体育費補助金でございます。社会資本総合交付金でございます。先ほどスポーツ振興課のほうから説明がございましたとおり、敷島体育館天井工事に対する国庫補助でございます。

次に、その下、15款の県支出金、1項県負担金、2目の民生費県負担金でございます。1節の社会福祉費負担金の障害者自立支援医療費負担金250万円、下の2節の児童福祉費のほ

うの児童保護措置費負担金の8万9,000円につきましては、先ほど国庫支出金の際にご説明申し上げましたが、対象の扶助費を増額しております、県負担金は国が2分の1、県については4分の1で、その4分の1に当たる補助金で、合わせまして258万9,000円を増額補正するものでございます。

その下、2項の県補助金でございますけれども、2目民生費県補助金、右側へいきまして、1節社会福祉費補助金、老人医療費支給事業費補助金の92万8,000円につきましては、老人医療費の増から助成事業費のほうを歳出のほうで増額しております、その2分の1に当たる県補助金でございます。

その下の地域生活支援事業費補助金の8万2,000円につきましても、やはり国のほうで説明したとおり、手話通訳者のほうの派遣事業を増額しております、その4分の1に当たる県補助金でございます。

5目の農林水産業費県補助金でございますけれども、これは説明欄に記載してありますとおり、環境保全型農業直接支払い補助金でございます、昨年度からスタートしている事業でございますけれども、化学肥料等を低減した土壌改良等の環境保全型農業に取り組む農業者に対しまして交付する補助金に対しまして、県補助金が2分の1当たるということでございます。

7目土木費県補助金でございます、1節土木費補助金の33万7,000円につきましては、先ほどの耐震診断の補助金を国庫のほうでございまして、こちらは4分の1の県補助金でございます。

ページめくっていただきまして、10ページ、11ページをお願いいたします。

3項委託金でございます、総務費委託金でございます。歳出の際にご説明したとおり、3統計調査につきまして国からの交付決定の増分を27万3,000円増額補正するものでございます。

17款の寄附金の3万円でございますけれども、個人からの寄附金でございます、申し出によりまして竜王北児童館の備品購入に充てております。

18款の繰入金2項特別会計繰入金で、10目介護サービス特会の繰入金でございますけれども、前年度決算に伴います繰越金を繰り入れるものでございます。

19款の繰越金でございますけれども、既に決算特別委員会で平成23年度の決算につきましては認定を受けておりますけれども、決算剰余金が11億2,345万3,000円と確定しております、当初予算計上の4億を除いた7億2,345万3,000円を今回補正増するものでございます。

次に、その下の20款の諸収入でございますけれども、5項雑入でございます、1目雑入

で、1節の総務費雑入でございます。雇用保険料費保険者負担金の△130万円でございますけれども、これは臨時職員に係る雇用保険料の被保険者、労働者が負担する保険料率が前年度より引き下げられたことによります減額分を、ここで補正するものでございます。

次ページ、12、13ページをお願いいたします。

民生費、雑入でございます。説明欄一番上のほうの山梨県後期高齢者医療広域連合派遣職員費でございますけれども、山梨県後期高齢者医療広域連合に甲斐市から職員を派遣しているわけでございますけれども、職員の人件費相当額を受け入れておりますけれども、昨年度の課長相当の職員からの主査クラスの職員に派遣していることが、当初課長クラスの職員で予算を持っていたわけですが、現職員に当てはめた分のその差額を減額するものでございます。

2行目の地域再生可能エネルギー熱導入促進事業費補助金の905万円でございますけれども、これは東保育園の地中熱利用設備設置費補助金でございます。当初は交付のほうの交付決定の見込みが確かではなかったということで、今回決定いたしましたので、対象の事業の2分の1に当たる補助金でありますけれども、補正で計上させていただきました。

6節の商工費雑入につきましては、オートレース場外車券場の環境整備協力費といたしまして、既設の既に競輪、ボートレース等に加えまして新たにオートレースの双葉設置に関する協定を締結いたしまして、この12月から売上金に応じた環境整備協力金を受けるものでございまして、同額は地域振興基金に積み立てることとなっております。

最後の21款の市債でございますけれども、今回の歳出事業に盛りました幹線道路整備事業、敷島体育館の大規模改修事業等に4,730万円を新たに合併特例債として発行するものでございまして、説明書の46ページを、すみません、お開き願いたいと思います。

ここの地方債の現在高の見込みに関する調書ということでございまして、合併特例債には普通債の(11)でございますけれども、今年度末の残高144億4,936万円が見込まれるというところでございます。合計額につきましては一番下の欄、今年度末の甲斐市の地方債の見込みでございますけれども、297億6,744万円という見込みとなっております。

以上、歳入についてご説明申し上げました。よろしくをお願いいたします。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての委員の質疑を行います。

質疑ありませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 7ページの生活保護ですが、毎年のことで大分ふえています、ふえた数と最終的に何人くらい。

○委員長（米山 昇君） 小田切課長。

○企画財政課長（小田切正男君） 歳出にかかわる分野かと思えますけれども、一応生活保護の状況を私どもで確認している数字でございますけれども、当初307世帯ということで予算計上いたしておりましたけれども、この9月実績で331世帯ということで、その24世帯分の増を今回補正増したというように考えております。

○委員長（米山 昇君） ほかにございませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 13ページの場外車券協力費、これは増設分に関するものということで確認ですが。

○委員長（米山 昇君） 小田切課長。

○企画財政課長（小田切正男君） そのとおりでございます。

○委員長（米山 昇君） ほかにございませんか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 先ほどの道路交通対策費ありますよね、あの1,000万円、これは建設課のほうの歳出のほうになると思うんですけども、これはこの補助制度というのは時限的なものなのか、それとも次年度もやるのか、これは1回出してくれたからと、すべてがというわけにはいかないと思えますけれども、その辺の見通しといいますかね。

それで今回、要するに1,000万で2分の1ですから、2,000万の事業をするということですよ、早い話が。でも、2,000万では、とてもじゃないけれども、今、各学校で調査をして危険箇所なんか、あっちこっち出てくると思うんですけども、その辺の見通しというか、国の考え方ですね、その辺はどんなぐあいになっていますか、歳入のほから見て。

○委員長（米山 昇君） 小田切課長。

○企画財政課長（小田切正男君） 建設課のほうの道路交通安全対策費の補助金でございますけれども、それ以外のメニューで新たに手を挙げているという申請もしているという話も聞いておりますので、とりあえず、今回2,000万という事業でございまして、そういった直接的に効果の見られる事業を建設課のほうで今、メニュー化して、またご説明はあろうかと思えますけれども、ある意味で永続的に、当然補助制度ですから、我々も見込んでおきませんので、できれば対象事業については永続的な事業みたいなものになるべくメニューを絞っ

てやっていたきたいということで、効果ある交通安全対策事業に振り分けるようには協議をしているところです。

○委員長（米山 昇君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、委員の質疑を終わります。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で歳入の質疑を終了いたします。

これより議案第58号 平成24年度甲斐市一般会計補正予算（第4号）について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔発言する者あり〕

○委員長（米山 昇君） まず、本案に対する反対者の討論から許します。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 簡略に申し上げます。

まず、1点は、歳入、先ほど確認したオートレース場の問題です。額はわずかですが、これ以上ふやすべきでないという立場で、既に一般質問でも行っておるところであり、これに反対するところです。

それから、もう1点、きょう予算の説明の中で、もう一つ納得のできないのが竜王中学の給食の件です。以前にも一般質問でやりましたけれども、やはり専門職員をきちんと置いてチェックすべきだと。それを置かない場合でも、それをチェックできる機能をちゃんとやったらどうかと。部長は努力すると言いましたけれども、事務屋さんが半端な知識で、そういったものをチェックし切れるものではないので、この辺でやはり改善が見られないという2点を理由に反対をいたします。

○委員長（米山 昇君） ほかに反対討論はないと思いますが、ほかに賛成討論等はいかがですか。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 討論はないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第58号について採決を行います。

本案は起立により採決を行います。

本案に賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（米山 昇君） ありがとうございます。どうぞ、ご着席ください。

起立多数です。

したがって、議案第58号 平成24年度甲斐市一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で暫時休憩をいたします。

休憩 午後 4時24分

再開 午後 4時25分

○委員長（米山 昇君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、前回から継続審査となっております請願第24-2号 「取調べの全過程の可視化を求める意見書」の採択を求める請願を議題とします。

なお、本件につきましては、9月定例会において付託され、本委員会はその際に紹介議員に出席をしていただき、1度説明を聞いて審査を行っております。そのため、説明及び質疑は省略し、再度各委員の意見をお聞かせ願いたいと思っております。その後、集約をしていきたいと考えております。

なお、お手元に可視化についての資料、他の市町村等の……

〔「これは委員さんのほうになっています」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 委員にね。状況等と、それから、関連します新聞記事等が、委員だけですけれども、お手元に行っておりますので、それらも参考にしてご意見等をいただきたいというふうに考えております。

読む間がないかもしれませんが、それぞれ副委員長から順次ご意見を述べていただき、その後、意見集約を図ってまいりたいと考えております。

それでは、最初に、斉藤副委員長、お願いします。

○委員（斉藤芳夫君） 立って言う。

○委員長（米山 昇君） 座っていていいです。まだ、討論じゃないからいいです。意見だけ。

○委員（斉藤芳夫君） 昨今というか、随分前からこの件についてはマスコミでも盛んに騒がれていて、可視化の必要性云々は徐々に盛り上がってきている話であろうと、盛り上がってきているというよりは必要不可欠かなという部分もありますが、やはりこの請願の趣旨を見ますと、俗に言う、全面可視と、全面可視化ということについてを大前提として請願を上げることには、問題点も多々あるかというふうに私は思います。

言いかえれば、被疑者が開き直るとか、あるいは被害者のプライバシーまで可視されてしまうとか、そういうような、これは請願そのものにどのような意味があって、この請願の文書にどういう兼ね合いが生じるかは別ですけれども、これは現段階では国民のうちのどの程度の者がこれに、全面可視ということに関してどのような意見があるかというようなことを総合的に判断して、甲斐市議会は考えるべきだというふうに私は思います。でありますので、もう少し時間をかけていろいろ検討すべきかというふうに感じていますがけれども。

以上です。

○委員長（米山 昇君） 請願については継続審査をするのか、あるいは趣旨採択をするのか、採択をするのか、不採択とするのかということに4つの選択肢があると思うんですよ。それで、今のお話だと……

○委員（斉藤芳夫君） 継続審査をもう少しすべきだというふうに思います。

○委員長（米山 昇君） わかりました。

じゃ、次に、有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 僕も個人的には、この全面可視にはまだ時期が、時期尚早ではないかと思います。必要な部分もあるとは思いますが、冤罪とか、いろいろ世間では騒がれていますけれども、今後の社会情勢を見ますと、ここのところ非常に凶悪犯罪が多発していますよね。そういう点から考えると、いきなり全面可視化というのはどうなのかと、議論していく余地があるのではないかということで継続審査で、蛇足ではありますが、うちは会派としても一応検討しまして、会派の5人全部が一応継続という結論に達しています。

○委員長（米山 昇君） 次に、松井委員。

○委員（松井 豊君） 一応提出した立場で採択をお願いしたいと思います。

きょうは時間ないので、1つだけ補足させてもらおうと、実は県職員にかかわって、交通事

故にかかわって、これも冤罪ではないかと、ほとんど思われる事案が今進行していきまして、僕らもそれを応援しているところです。そんなこともありまして、やはりきちんと可視化すべきだと。

以上です。

○委員長（米山 昇君） じゃ、続きまして、名取委員。

○委員（名取國士君） 私も昨年9月ですか、出されてからいろいろな話を聞くんですけども、どうも可視化にするに、ちょっとまだいろいろ問題があるということで、これにも載っているのですが、参議院でつかえた審議ではい上がってしまったとか、そういう問題があるので、もうちょっと勉強する余地があるかなということで、継続審査。

○委員長（米山 昇君） じゃ、続いて、内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これについてはマスコミとか報道とか、いろいろな議論がなされているわけですが、私の基本的な考えとしては、これは冤罪ということが非常に表に出ていますけれども、被害者の立場から考えると非常にその数と、被害者の数等を比較した場合、冤罪というものが非常に前に出てきますけれども、その裏にある被害者の立場から考えると、簡単にこういう形の中で冤罪者はあってはならないことなただけけれども、その辺のところの整理がなかなか非常に難しいということだと思います。

私はその被害者の立場から考えると、被害者でも実際問題、その裁判において本当に被害者の立場で裁判の結果に対して、非常に苦しい思いを、長い時間やらなければいけないということに関しては、取り調べの中身についても、その冤罪に至るようなことになってはいけませんけれども、多少の厳しい取り調べもあっていいのかなと。その内容については、その強要するとか、そういうことじゃなくて、その厳しさというものがあっていいのかというふうに思いますので、まだ完全可視化という部分については、見合わせていたほうがいいということで継続でお願いしたいと思います。

○委員長（米山 昇君） 継続ですね。

○委員（内藤久歳君） 継続で。

○委員長（米山 昇君） 猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） 請願の趣旨は十分わかります。前回の委員会で請願を受けたときと同じ考えなんですけれども、この全面がいいのかどうなのか、また犯罪は非常に多くて、警察官、取り調べる側からも自分たちの立場を守るということで言われていますけれども、まだこれを採択することはちょっといかがかなと思いますので、継続審査でお願いしたい。

以上です。

○委員長（米山 昇君） 暫時休憩します。

休憩 午後 4時36分

再開 午後 4時37分

○委員長（米山 昇君） それでは、再開いたします。

時間もあれですから、請願第24-2号 「取調べの全過程の可視化を求める意見書」の採択を求める請願について採決します。

本請願は継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 異議なしと認めます。

よって、本請願は継続審査とすることに決定いたしました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任願います。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後 4時38分

再開 午後 4時39分

○委員長（米山 昇君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、その他に入ります。

まず、甲斐市地域防災計画の改定について、意見提言がある場合は、12月11日までに提出していただくようお願いしてありましたが、委員から2件の提出がありました。多い場合には12月21日に改めて委員会を開くということになっておりましたが、本日ここで意見書に対する協議結果を説明していただき、21日は委員会を開かないということで行きたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、協議結果についての説明を求めます。

保延室長。

○消防防災対策室長（保延克教君） ご苦労さまです。

地域防災計画改訂（素案）に対する意見提言をいただいておりますので、お手元に配付してあります資料をもとにご説明させていただきます。

〔発言する者あり〕

○消防防災対策室長（保延克教君） 表について、左側が意見提言の概要、右側がその対応となっております。

番号1番の医師会との連携について、計画の中に記載していただきたいとの意見提言をいただいております。

現在の計画書では、発災後の医療対応について記述は既にありますが、それとは別に、一般災害の医療・助産計画の中にも、市と医師会との連携強化についての記載をしていきます。

番号2番の協定において、町長などの個人の名前が記載されているが、いかがなものかという意見提言をいただいております。

現在の計画書を確認するとともに、また、委託業者の株式会社ぎょうせいに確認をしたところ、他の自治体においても名前を記載していないところもあるとのことでありました。見直しに当たりまして、町長、市長などの職名のみの記載として、個人の名前は掲載しない形で計画書を統一していきます。

番号3番の文章表現の中、語尾の取り扱いについて意見提言をいただいております。

各項目の中で、市が実施主体で、推進・実施する場合は、「何々する」という言い切る表現にするよう、全体的に見直し作業を行います。

また、実施主体が、市ではなく、他団体などの場合については、現状の「努めるものとする」を「努める」というような「ものとする」を削除した表現に改めて記載をしていきたいと考えております。

番号4番の夜間に発生した場合、この計画で十分対応可能なのか。設備（品）を含めて再度チェックしてほしいとの意見提言をいただいております。

ご指摘の夜間の災害に対する備えについては、今後も備蓄品などの整備・充実の中で対策を図ってまいりますので、よろしく願いいたします。

番号5番の夜間の災害発生に備え、職員・自治会役員・消防団等による夜間訓練の実施について意見提言をいただいております。

計画の中では、夜間に関する記載はありませんでした。内容を検討しまして、一般災害編の「防災訓練に関する計画」の中に夜間に関する記述を掲載していきます。また、夜間の訓

練については、今後の訓練計画の中で計画をしていくことにいたします。

以上が防災計画改訂（素案）に対する意見提言の対応となります。

また、パブリックコメントについては、現在のところ、意見等の提出はございません。

以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（米山 昇君） 提言に対する回答といえますか、ただいま考え方等を述べていただきました。

これにより説明に対しての質疑をこれより行います。

質疑ございますか。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） これは計画に対する意見提言なのですが、この意見提言というやつは、この計画ということじゃなくて、前から日ごろからも言っている部分があるわけですよ。だから、それをきっちり受けとめていただいて、日ごろからこういうものを、ただ、はい、対応しますということだけではなくて、きちっと実行に移してもらいたい。強く要望しておきます。

○委員長（米山 昇君） ほかに。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 3、4、5について、一応考慮していただけるようなので、これは対応はこれでいいと思う。ただ、こっちの意見の概要の中で私が言っているのは「努めるものとする」とか、「ものとする」がやたら多いから、それは切ってくださいという言い方をしたんで、ちょっとその辺が表現が中途半端になっていますけれども、一応回答のほうはこれでいいと思います。

以上です。

○委員長（米山 昇君） ほかにご質問ございますか。

いいですか。

それじゃ、加々美総務部長。

○総務部長（加々美 英君） 防災対策室長のほうからご説明ございました。これに基づきまして地域防災計画を策定していきます。ただ、これだと、あくまでも抽象的なものにお感じになっていると思います。これに対してのプログラムを、先ほど言いましたように1つずつは、具体的なもの、有泉委員が言いました、医師会の人はどうする、それは一つのそれぞれのプログラムをつくって進めていきたいということでご確認をお願いしたいと思います。よ

ろしくお願いいたします。

○委員長（米山 昇君） ほかに質問等ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、委員の質疑は終わります。

傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員何か質問ございますか。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） では、なければ傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で甲斐市地域防災計画の改訂についてを終了いたします。

暫時休憩します。

休憩 午後 4時46分

再開 午後 4時47分

○委員長（米山 昇君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、総務課より報告がありますので、担当より報告をお願いします。

中村総務課長。

○総務課長（中村宗和君） ご苦労さまでございます。

南別館改修工事につきまして、現在の状況を報告させていただきたいと思えます。

11月の常任委員会において現場を見ていただく中で、補強工事の概要等、説明させていただきましたが、その際、議員方からご意見等をいただいた1階から2階に上がる階段への手すりの追加、天井の塗装、照明器具の落下防止等について設計に反映させるようにさせていただきました。

また、設計金額につきましては、来週の21日の常任委員会において報告をさせていただくよう準備を進めていたところでございますけれども、たまたま1週間早まったということの中で、本日はまことに申しわけございませんけれども、間に合いませんでした。次回の常任委員会で報告をさせていただきますが、設計ができたところで年度内完成をするために工事を発注させていただきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

以上です。

○委員長（米山 昇君） 報告が終わりました。

委員の皆さんから質問等ございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今、塗装という話が出たけれども、あの上に新たに塗装するということですか。

○委員長（米山 昇君） 中村課長。

○総務課長（中村宗和君） そうでございます。

○委員（内藤久歳君） そういうことね。

○総務課長（中村宗和君） はい。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

名取委員。

○委員（名取國土君） 今、説明の中で、確保してもらった照明器具等もやはりあれだ、エアコンなんかどうなんですか、あれ。補強なんかは直したんですか、そういう指摘は。

○委員長（米山 昇君） 中村課長。

○総務課長（中村宗和君） 現地説明の先月の際に、確かにエアコンのお話もいただきました。うちのほうで設計等を確認する中で、国の基準でつりボルトにての固定ということでしたっきりされているということがわかりましたので、それにつきましては設計どおりということやっております。

○委員長（米山 昇君） 名取委員。

○委員（名取國土君） つりボルトというのは、あそこのはりからはりへ渡してある、金具からつりボルトするんですよ。つりボルトはいいんですよ。そのはりからはりへ渡してある固定をしてきたはずですよ。要するに、H鋼にダブルにかけるとか、シングルしかかかっていないから、そういう固定のものを言ったつもりなんだけれども、そこがちょっといっていないですね、どうですか。

○委員長（米山 昇君） 中村課長。

○総務課長（中村宗和君） 再度、では確認させていただいて対応を検討させていただきます。

○委員長（米山 昇君） 名取委員。

○委員（名取國土君） 今の塗装の関係になったけれども、要するに天井、天井もあのまの上へ、また色をつけるということですね。色を天井も、壁は張るとして。

○委員長（米山 昇君） 中村課長。

○総務課長（中村宗和君） 先ほども説明させていただいたんですけども、天井につきましてはペンキを塗らせていただきます。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（米山 昇君） ないようですので、委員の質疑を終了します。

傍聴議員の方。

清水議員。

○議員（清水正二君） 今、建物の中じゃないんですけども、南別館のところの出入りのあれがありますよね、出入り口が、あそこが、いつも思うんですけども、1台車があると入ってきたときに、とまっていて入りにくいというあれがあるんですけども、南別館の横、通路。

[「通路から表に出る道」と呼ぶ者あり]

○議員（清水正二君） はい。

[発言する者あり]

○議員（清水正二君） あそこブロックの塀があるじゃないですか。

[「ブロック広げたよね」「広げたんですよ」「改修してから」「入り際ができないんだね」と呼ぶ者あり]

○議員（清水正二君） そうそう。こっちのほうは水道局の水道事務所のほうからブロックの塀を壊して行くようになったけれども、できれば、そのところも改善してほしいと思うんですけども。

○委員長（米山 昇君） 中村課長。

○総務課長（中村宗和君） 現地をよく調査させていただく中で、できる範囲の中でさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（米山 昇君） ないようですので、以上で傍聴議員の質疑を終了します。

以上で総務課関係のその他を終了します。

次に、委員よりその他何かございましたらお願いします。

よろしいですか。

[発言する者なし]

○委員長（米山 昇君） じゃ、ないようですので、事務局から。

金丸局長。

○議会議務局長（金丸 博君） 事務局より前回の11月21日の総務教育常任委員会で意見交換会に対する意見集約をしていただきました。その結果をもちまして、11月30日で甲斐市の公立小・中学校長会のほうへ、文書としてお手元にお配りしてあります、お礼状を兼ねた報告のほうを提出させていただきましたので、報告させていただきます。

以上でございます。

○委員長（米山 昇君） 前回のときに内容については、もう協議していただいております。

出したという報告でございますので、よろしく願いをいたします。

それでは、以上をもちまして本委員会に付託されました議案の審査、すべてを終了しました。

委員におかれましては慎重審査、大変ご苦労さまでございました。

以上をもちまして総務教育常任委員会を閉会とさせていただきます。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時53分